

平成26年3月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成26年3月6日(木曜日)午後1時30分から午後5時15分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第15号) さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画について(学校教育部)

日程第 2 (議案第16号) 新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版について(学校教育部)

日程第 3 (議案第17号) 相模原市立中学校給食検討委員会規則の一部を改正する規則について(教育環境部)

日程第 4 (議案第18号) 教育財産の取得の申出について(教育環境部)

日程第 5 (議案第19号) 工事計画の策定について(教育環境部)

日程第 6 (議案第20号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第 7 (議案第21号) 相模原市教職員健康審査会委員の人事について(学校教育部)

日程第 8 (議案第22号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習部)

日程第 9 (議案第23号) 平成26年相模原市社会教育関係団体への補助金の交付にかかわる諮問について(生涯学習部)

日程第10 (議案第24号) 平成26年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について(生涯学習部)

日程第11 (議案第25号) 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について(教育環境部)

日程第12 (議案第26号) 相模原市奨学金奨学生の決定について(教育環境部)

日程第13 (請願第 1号) 漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育

的配慮を求める請願

日程第14（請願第2号） 「学習図書の自由」を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願

日程第15（請願第3号） 公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願

日程第16（請願第4号） 公共図書館・学校図書館に於いて「はだしのゲン」が今まで通り自由に閲覧できることを求める請願

日程第17（請願第5号） 子どもたちの情報・資料へのアクセス権や学びの自由などの確保に関する請願

4. 閉 会

出席委員（5名）

委員長 小林 政 美  
委員長職務代理者 大 山 宜 秀  
教 育 長 岡 本 実  
委 員 田 中 美奈子  
委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教育局長	白 井 誠 一	教育環境部長	大 貫 守
学校教育部長	小 泉 和 義	生涯学習部長	小野澤 敦 夫
教育局参事 兼教育総務室長	小 山 秋 彦	教育総務室 総括副主幹	杉 山 吏 一
総合学習センター 担当課長	大 塚 善 行	総合学習センター 担当課長	岸 和 彦
教育環境部参事 兼学務課長	長 嶋 正 樹	学務課担当課長	高 橋 進
学務課主査	屋 宜 謙 和	学務課主事	古 屋 沙 織
学校保健課 担当課長	遠 山 芳 雄	学校施設課長	山 口 和 夫
学校施設課 担当課長	門 倉 豊	学校教育課長	西 山 俊 彦

学校教育課 課長代理	馬場博文	学校教育課 担当課長	東條久美子
学校教育課 担当課長	江戸谷智章	学校教育課 担当課長	齋藤嘉一
学校教育課 指導主事	林由美子	学校教育課 指導主事	石黒晴美
学校教育課 指導主事	浅倉勲	学校教育部参事 兼教職員課長	奥村仁
教職員課主幹	二宮昭夫	教職員課担当課長	菊池政弘
教職員課担当課長	篠原秀俊	相模川自然の村 野外体験教室所長	青木正利
青少年相談 センター所長	小畑弘文	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	小森豊
生涯学習課 担当課長	島田欣一	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八木博
図書館長	横山登美子		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	秋山雄一郎	教育総務室主任	越田進之介

開 会

小林委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と私、小林を指名いたします。

まず、はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程 1 から 1 0 及び日程 1 3 から 1 7 については公開の会議とし、日程 1 1 及び 1 2 については、個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議として取り扱うことで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は、日程 1 から 1 0 及び日程 1 3 から 1 7 については公開の会議とし、日程 1 1 及び 1 2 については非公開の会議といたします。

それでは、傍聴人の方は、お入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

小林委員長 本日の会議は、日程 1 から 1 0 及び日程 1 3 から 1 7 につきましては公開の会議といたします。そして、日程 1 1 及び 1 2 については非公開の会議といたします。なお、非公開とする案件は本定例会の最後に議題とすることといたします。

本日は、報道機関から録音の申請が提出されております。録音については認めることといたしました。

さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画について

小林委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 1 5 号、さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第 1 5 号、さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画を別紙のとおり策定いたしたく提案するものでございます。

策定の趣旨、施策の方向性、主な施策等につきまして、学校教育課長から説明させてい

たきます。

西山学校教育課長 さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成25年12月16日から平成26年1月22日まで、中間案に関するパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの結果につきましては、後ほどご説明させていただきます。

本日は、さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画策定委員会における意見に基づき、最終案としてまとめた概要につきまして説明させていただきます。

お手元の冊子、1ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、策定の趣旨についてご説明申し上げます。

本計画は、相模原市教育振興計画の実現に向けて、基礎的・基本的な知識、技能、学び意欲、思考力・判断力・表現力などの確かな学力の向上を目指した魅力ある学校づくりを行うために、平成20年度から平成25年度までの前期実施計画期間における成果や課題等の検証結果を踏まえ、平成26年度から平成31年度までの6年間を計画期間として策定するものでございます。

なお、後期実施計画策定後の社会経済情勢、教育を取り巻く状況の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとしております。

4ページをご覧くださいと存じます。

学びプランの基本方針についてでございますが、魅力ある学校づくりのためには、学校運営力と教師力を常に高め、改善することが必要であると捉え、基本方針としたもので、長期的な視野に立ち、施策を継続的に推進するために、本プランの基本理念として前期から変わらず引き継ぐものでございます。

5ページをご覧くださいと存じます。

学びプランの基本計画についてでございますが、学校運営力に関する基本計画1から4、教師力に関する基本計画5から8は、基本方針と同様に前期から変わらず引き継いでまいります。

7ページをご覧くださいと存じます。

後期実施計画における11の施策の方向性でございますが、魅力ある学校づくりから見た現状と課題を整理し、前期実施計画の検証結果を踏まえ、定めたものでございます。

7ページ(1)から8ページ(11)までの方向性のうち、まず、新たに決めました

( 1 )、( 3 )、( 1 0 )についてご説明申し上げます。

「( 1 )子どもの豊かな人間関係づくりをめざした取組を進めます」並びに「( 3 )子どもが安心して学べる学校づくりを進めます」につきましては、いじめを起因とする問題の表面化や、急速な社会情勢の変化、未曾有の災害の発生など、子どもを取り巻く環境が大きく変動する中で、子どもの豊かな人間関係を育むとともに、様々な不安を取り除くことが必要であることから設けたものでございます。

「( 1 0 )求められる教師像にふさわしい人材を採用します」につきましては、平成24年度から、本市独自の教員採用試験を始めましたことから、新たに設けたものでございます。

次に、前期実施計画から引き続き定めたものについてご説明申し上げます。

「( 2 )一人ひとりの子どもの教育的ニーズに対応するため、きめ細かな指導の充実を図ります」につきましては、前期実施計画期間に、不登校の子どものための個別サポート体制の充実を図ってまいりましたが、これからも、どの子どもも大切にする教育を展開していくために定めたものでございます。

「( 4 )確かな学力を向上させるための支援の充実を図ります」につきましては、前期実施計画期間に、指導主事による計画訪問などにより、子どもの学力向上を図るための支援を行ってまいりましたが、今後も各学校において子どもの確かな学力を育むために定めたものでございます。

「( 7 )授業支援のための仕組みづくりを進めます」につきましては、前期実施計画期間に、理科支援員の配置や教育指導員による授業参観、情報機器整備などにより、教師力が発揮できる体制を整えてまいりましたが、今後も、教師の「もっと子どもが生き生きとする授業がしたい」という思いを支援するために定めたものでございます。

「( 9 )教職員の研究・研修の充実を図ります」につきましては、前期実施計画期間に、新たな研修体系のもとで教職員研修や学校への訪問研修等を実施してまいりましたが、今後も教師の指導力の向上に努めていくことが必要であることから定めたものでございます。

そのほか、( 5 )、( 6 )、( 8 )、( 1 1 )につきましても、前期実施計画の検証結果を踏まえ、さらに充実・推進していく方向で定めたものでございます。

なお、前期実施計画期間における成果と課題の詳細につきましては、38ページから50ページの表にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、10ページをご覧いただきたいと存じます。

後期実施計画の施策の概要についてでございますが、ただいまご説明いたしました11の施策の方向性を受けて、基本計画1から8への位置付けを示すとともに、それぞれの施策の概要をまとめたものでございます。新たな取り組みが内容に含まれるものは黒四角で、既存の内容のものは白四角で示しております。

11ページをご覧いただきたいと存じます。

実施計画でございますが、基本計画、施策の方向性、施策の概要、ねらい、内容、6年間のスケジュールという構成になっております。ここでは、前期実施計画に含まれていなかった新たな取り組みを中心に、ご説明申し上げます。

「基本計画1 子ども一人ひとりを大切に作る学校づくりを支援します」の「施策の方向性1 子どもの豊かな人間関係づくりをめざした取組を進めます」につきましては、施策の概要、子どもが自他の大切さを認め、具体的な態度や行動にあらわれるような教育をさらに推進するために、6年間のスケジュールに示しておりますように、平成26年度、平成27年度に本市独自の人権教育指導資料及び人権教育プログラムの作成を行います。平成28年度は、作成した資料やプログラムを用いた研修会を実施し、平成29年度からは本市独自の人権教育プログラムの普及と検証に取り組んでまいります。

続いて、12ページ下段をご覧いただきたいと存じます。

施策の概要、子ども一人ひとりに目が行き届く少人数学級について研究を進めるために、平成26年度から平成28年度まで、モデル校3校の予定で中学校3年生の少人数学級を実施し、成果の検証を行い、平成29年度からは検証結果を踏まえた施策を展開してまいります。

13ページをご覧いただきたいと存じます。

「施策の方向性2 一人ひとりの子どもの教育的ニーズに対応するため、きめ細かな指導の充実を図ります」の施策の概要につきましては、14ページ上段をご覧いただきたいと存じます。

施策の概要、支援を必要とする子どもに対する支援体制についてさらなる充実を図るために、平成26年度から平成28年度まで、全校配置しております支援教育支援員の適正配置の検証を行い、平成29年度からは検証結果を踏まえた支援教育支援員の適切な配置の推進に取り組んでまいります。

16ページをご覧いただきたいと存じます。

「施策の方向性3 子どもが安心して学べる学校づくりを進めます」の施策の概要につ

きましては、18ページ下段をご覧くださいと存じます。

施策の概要、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応に関する取り組みを進めるために、平成26年度は学校緊急支援チームの設置に向けた準備を行い、平成27年度にチームを設置し、平成28年度からはその運用のあり方の検討などに取り組んでまいります。

19ページ下段をご覧くださいと存じます。

基本計画2、施策の方向性4につきましては、施策の概要、基礎・基本の習得や活用する力、学ぶ意欲を向上させるための支援についてさらなる充実を図るために、平成26年度から平成29年度まで、学習指導要領の趣旨を生かした小中学校の実践事例集の増補版を作成し、それをもとにした授業づくりに関する指導を行ってまいります。また、平成30年度からは新学習指導要領への移行資料の作成に取り組んでまいります。

22ページをご覧くださいと存じます。

基本計画3、施策の方向性5の施策の概要につきましては、23ページ上段をご覧くださいと存じます。

施策の概要、地域の様々な教育資源を活用し、地域との連携を一層深めるために、平成26年度から平成28年度まで、研究協力校での休業日における地域教育力の活用に関する効果的な事例の収集を行い、平成29年度からは事例を踏まえた施策の展開に取り組んでまいります。

25ページをご覧くださいと存じます。

基本計画4、施策の方向性6につきましては、施策の概要、自然体験・農業体験などの様々な体験学習をさらに推進するために、学校の狙いや目的に応じたプログラムづくりの支援などに継続して取り組むとともに、平成29年度からは体験教室の新たな利用の手引き「新若あゆBOOK」等の作成に取り組んでまいります。

27ページをご覧くださいと存じます。

基本計画5、施策の方向性7の施策の概要につきましては、28ページ上段をご覧くださいと存じます。

施策の概要、教師が授業により一層力を発揮できる体制を整えるために、28ページ下段に示しておりますタブレットPCのモデル校設置に、平成26年度から平成28年度まで取り組み、平成29年度からは全校の教室に学習者タブレットPCの導入を検討してまいります。



30ページをご覧いただきたいと存じます。

基本計画6、施策の方向性8につきましては、施策の概要、校内研究・研修を支援するためのシステムについてさらなる充実を図るために、校内研修支援研修講座等を実施し、年度ごとにその見直しと改善を図ってまいります。

31ページをご覧いただきたいと存じます。

基本計画7、施策の方向性9につきましては、施策の概要、教師の資質向上のための研究や実践的・体験的な研修についてさらなる充実を図るために、年次研修講座における子ども理解のための研修や児童生徒指導研修講座等を実施し、年度ごとにその見直しと改善を図ってまいります。

33ページ中段をご覧いただきたいと存じます。

施策の方向性10につきましては、施策の概要、求められる教師像にふさわしい人材を確保するために、志願者のニーズに合った説明会の形態を工夫し、年度ごとにその課題の検証に取り組んでまいります。

続いて、34ページをご覧いただきたいと存じます。

基本計画8、施策の方向性11につきましては、施策の概要、大学との連携を強化し、教員を志望する人材の養成と現職教員の人材の育成をさらに推進するために、さがみ風っ子教師塾において、平成26年度から若手教員を対象としたスキルアップコースを実施し、平成29年度からは将来的な教師塾のあり方の検討に取り組んでまいります。

後期実施計画についての説明は以上でございます。

次に、パブリックコメントの結果についてでございますが、お手元の参考資料1をご覧いただきたいと存じます。

お一人の方から、4件のご意見をいただきました。4件とも、本プランの基本方針や施策の方向性、具体的な施策において既に反映されており、ご意見を受けての訂正は必要ないものと判断いたしました。

以上でございます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 前期を踏まえていろいろ検証し、さらに相模原市の子どもたちが、よりよい学びの場を得られるように考えられているなど感じました。保護者の方にはなかなか見ていただける機会がないのかなと思うのですが、ぜひこういう方向性でやっていくということ

を示していくことで、先生方や学校のみでなく、地域の方や保護者の方にも協力していただけるような体制づくりが必要であると思いました。すごく盛りだくさんな計画なので、全部をお示しするというのは多分難しいし、読まれる方も、今みたいに説明をいただければ、ああってわかるのですけれども、何か本当にポイントとして、相模原市の教育理念として、ここだけは譲らないみたいなのが表に立つと、もっと皆さんに浸透していくのかなとちょっと感じました。

それから、平成20年度から平成31年度までの12年間という区切りの中で、平成20年度から平成25年度までの6年間、それから、平成26年度から平成31年度までの6年間という区切りがありますが、この区切りについてはもともとの決めがあったのかどうか、教えていただいてよろしいでしょうか。

東條学校教育課担当課長 プランの策定時に、前期は6年間ということで、長期的な見直しの中で教育施策を考えていこうということで、学びプランの方は進めてまいりました。先ほど、課長の方からもお話があったように、教育情勢や社会の状況に応じて、絶えず改定していくということは前提にありますので、長期的なスパンの中で見直しをしていきたいと考えております。

田中委員 それで、その6年間という区切りが適切だというふうに判断して、6年間という区切りなののでしょうか。

西山学校教育課長 この6年間という期間につきましては、1つの区切りという形で6年間を定めさせていただきまして、前期が6年間ということで、ここで今、成果と課題を踏まえて、次の6年間を示させていただきましたが、今、本当にこの社会情勢、教育における様々な取り組みが非常に変化が激しいということなので、実際に、今回、後期実施計画を6年間でスケジュールを定めさせていただきましたが、その途中での見直しも必要になってくるかとは思っております。先ほども説明させていただいたように、適宜その計画の見直しが必要になった場合には、またここで見直しを行いまして、この教育委員会の方でもご論議いただきたいと思っております。

田中委員 わかりました。ありがとうございます。

福田委員 この学びプランというものが、一般の保護者に、どういう形で手に届くのかということなのですけれども、保護者懇談会等で学び合えるといいますか、本当に骨子だけでも共同して学べるような取組がなされているといいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

西山学校教育課長 本プランにつきましては、市民の方には市のホームページを通じて、

まず周知を図ってまいりたいと考えております。具体的な、子どもの学びをどれだけ充実させるかの具体的な取組については、少し言葉をかえるような形で、こういうところに重点を置いているということについて、様々な機会を通じて市民の方々への周知を行い、ご理解をいただくことも必要かと思っております。当然ながら、このプランについては、校長先生をはじめとする教職員には周知の徹底を図ってまいりますので、それをまた学校を通じて保護者や家庭、また地域の方にも、プランについて周知ができればいいなと考えているところでございます。

小林委員長 38ページです。基本計画の1のところ、上から2つ目の升で、小中一貫教育に関して、連携教育ですか、課題のところ、教育課程を一貫したものにすることではなく、そして選んだのは、小・中学校の教師が連携していくことによって、小・中学校の9年間の学びの連続性を強化していくのだと。一貫でなくて連携を選んだ背景をひとつお願いしたいと思います。これがまず1点です。

それから、18ページ中段にあります。子ども主体のいじめ防止フォーラムの実施とありますね。非常に、私、これはいい方向だなと思えました。子ども自身が自分たちの問題に自ら向き合うという、非常に大事な視点になっているなと思うのですが、これはすごい期待しているわけですが、具体的な何か案がありましたらご説明いただければと思います。

そして、さらに16ページの中段にあります。これも私は、今回の案で非常に期待しているところでございます。真ん中辺にある、地域の実態に合わせた地区代表者会議、これがぜひ、組織が目指す機能が果たせるよう仕組んでいただければと思います。

それから、47ページの研修内容です。この、研修や指導主事のかかわり等で授業に対する教師の意識の高まりが見られる。本当にあちこちの研究発表会、私は参加していただいて、本当にこのとおりだと思うのです。ですから、先生方と指導主事が一緒に勉強するのを定例化するという表現もございましたけれども、指導主事が余裕を持ってたっぷりと教師と向き合える時間を、ぜひともこのプランの中に具体的にに入れていただければなど、これもお願いであり、期待でございます。

以上です。質問の点だけお答えいただければと思います。

西山学校教育課長 まずは1点目、38ページの「小中一貫教育の研究を推進します」の課題として挙げさせていただきました、教育課程を一貫したものにすることではないということについてのご質問でございますが、まず、青野原小・中学校を、この小中一貫教育の研究校と指定いたしまして、これまで研究を進めてまいりましたが、この教育課程を一

貫したという表現につきましては、小学校の6年間の教育課程と中学校の3年間の教育課程を1つにして、あわせて9年間というスパンの中で1つの教育課程を作成いたしまして、そのカリキュラムの開発等も行う研究をしてみましたが、青野原小・中学校の研究の中で明らかになったことは、カリキュラムを一貫する教育ではなく、やはりある程度の、小学校の6年間と中学校の3年間に段差は必要であろうと。カリキュラムを1つにするのではなくて、それよりも先生方が子どもたちを9年間で、生活面も含めて育てていくという、そのかわり方であったり、子どもの成長を見ていくという姿勢、学校教育全体の取組を中心とするということで、校舎が一体型になっているという利点を生かした小・中連携の方をさらに推進するというところで研究の成果をまとめたというところで、こういう表現にさせていただいたものでございます。

現在、青野原小・中学校につきましては、その一体型の校舎を生かして、子どもたちの交流だけではなく、教員についても校内研究や職員会議、また各種の行事の中でも一緒になって取り組んでいるというところの成果も見られておりますが、カリキュラムについては、学習指導要領で定められました6年間と3年間できちんと分けた形で、現在推進をさせていただいております。これが1つ目のご質問でございます。

2つ目の18ページ、いじめ防止フォーラムでございます。本年度、いじめ防止フォーラムを相模大野で11月に実施いたしました。初めての試みでございましたので、こちらの教育委員会の方が主体となって実施をしたものでございますが、この第1回目のいじめフォーラムでは中学校、小学校、それぞれの取組を子どもたちの言葉で提案したり、またパネラーとして登壇していただきまして、子どもたちの声での交流も行うことができました。

私たちが目指すところは、やはり子どもたちの主体となる、いじめの防止ということを中心と考えますと、このフォーラム自体の開催を子どもの方の企画であったり、子どもの方から、こんな中身にしてみたい、こういう形で市内の仲間と交流してみたいという意見を、どこかに出てくるような仕掛けをしまして、将来的には子どもたちが全ての運営に携われるようないじめの防止フォーラムができたらなと思っております。これを平成26年度から3年間かけて、徐々にそういう形にシフトしていき、平成29年度には子ども主体のいじめフォーラムの実施を行いたいと計画しているものでございます。

続きまして、16ページの地区代表者会の開催、その促進ということでございますが、これは現在、幼・保・小の連携の推進を行っていく中で、小・中連携については中学校区

を中心に行われて、かなり推進をしておりますが、これを幼稚園、保育園というふうに拡大していったときに、やはり1つの小学校に就学する保育園や幼稚園というのは、かなり広範囲にございまして、就学に関する幼稚園、保育園、小学校の交流というのは、なかなか進められない現状がございます。当然ながら、小学校の近くに保育園や幼稚園があれば、その近隣の保育園、幼稚園と交流は進んでいるのですけれども、もっと広く子どもたちの情報を収集したり、小学校の内容がそれぞれ幼稚園、保育園にもわかる、その情報交流ができるということでは、幼稚園、保育園側から、この地区代表者を開催してほしいというご意見を、これまでの幼・保・小連携推進協議会の中では頂戴しておりました。できれば、この中学校区という1つのブロックの中で保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者が顔を合わせるような形の、その地区代表者が開催できればということで、現在、小・中の連携を中心としながら、幼稚園、保育園まで拡大する方向で今、検討を進めているところでございます。

大山委員 46ページなのですが、外国語教育につきまして、実際にALTを各学校に派遣している状況だとか、あともう1つは、相模原で独自に何かこういったことをするとかというプランがございましたら、お教えいただきたいと思います。

西山学校教育課長 外国人英語指導助手の配置についてでございますが、小学校の外国語活動につきましては、平成23年度の新学習指導要領の全面実施から、ここで今3年間経過いたしました。要するに、移行期も含めると現在、中学生全てが、この外国語活動を経験している中学生になりました。中学校の先生方との交流会なり、また私どもの計画訪問での話を聞きますと、小学校の5・6年生で、この外国語活動を経験したことにより、これまで中学で初めて英語を学ぶ子どもたちが、小学校の2年間でしっかりと70時間の学習を踏まえているので、初歩的なコミュニケーションであったり、英語に対する抵抗感みたいなものは本当になく、スムーズに英語の学習に入れるというお声を聞いているところでございます。

また、本市は外国人英語指導助手、いわゆるALTについては中学校区を単位に配置をしておりますので、小学校でかかわったALTが、中学に行ってもいるという状況を現在つくっております。そういう意味でも、小学校で慣れ親しんだALTが、また中学校に行ってもそのALTがいてコミュニケーションが図れるということも本市の特徴の1つとして挙げることができます。小学校5・6年生については、学習指導要領で35時間という時間が定められておりますが、小学校の1年生から4年生については年間3時間程度の

A L Tの配置により、これは教育課程外の時間を使って、ネイティブなA L Tと英語を歌とか音楽とかゲームで楽しむという時間を設け、その4年間を経た上で、また5・6年生の外国語活動につなげるという配置を現在、進めているところでございます。

今後、国の動き等では今、外国語活動を中学年に降ろしていくという動きもございしますが、その状況も踏まえまして、A L Tの配置については今後、検討してまいりたいと考えております。

福田委員 A L Tのことなのですけれども、A L T同士が研修するといいますが、やはり同じ地域で英語教育活動に携わっていくに当たって共通理解をするとか、そういう場はあるのでしょうか。

西山学校教育課長 現在、相模原市のA L Tは39名ありまして、うち9名が直接雇用のA L T、30名が委託のA L Tでございます。委託のA L Tにつきましては、その委託先の会社の方でそういう研修期間を設けられておりまして、当然ながらその中での英語学習、外国語活動の学習についての研修は行われております。また、この9名の直接雇用のA L Tにつきましては、本市の中で毎月月曜日にミーティングの機会を設けておりまして、そのミーティングの中で子どもたちの状況であるとか、お互いの研修を行うというふうになっております。この時間を通して、私たち指導主事がそこにかかわりまして、学校の状況を吸い上げるという状況をとっているところでございます。

田中委員 いろいろ私たちも小学校の研究校に行かせていただいた中で、すごく楽しそうに英語に触れ合っている子どもたちの姿を見せていただきました。本当にそれぞれの小学校の担任の先生方が英語に親しんで、子どもたちに常日ごろからそういう指導をされているということに、すごく感銘を受けました。現場の先生からも言われたのは、この楽しんだ雰囲気、中学校に行くと全然違うのだよということです。それは当然のことで、学習指導要領の中で、中学に行くと文法など、難しいこともやらなくてはいけない。その中で、文法などをやっていてやはり英語は楽しい、だから文法を覚えていこうというような姿勢がとれる、子どもたちのその意欲を湧かせるような英語教育を、ぜひそこでも小中の連携をとっていただいて、本当に子どもたちが英語に親しめるような環境づくりにご尽力いただけたらと思います。

福田委員 大学との連携ということが幾つかの箇所に出てまいりましたが、教員そのものが学び続けていくということが、最近では文科省の方でも強く打ち出されてきておりまして、それと同時に教育委員会と大学の教職課程の連携ということも強化していく方向にあるう

かと思えます。ここ相模原市でも、近隣の大学との連携強化というようなことが謳われておりますが、もう少し突っ込んで、現職の先生方が実際に大学で授業を体験するとか、そんなことを通しながら、また勉強し直す機会ということも踏まえながら、少し相互に先生が円滑に大学の教職課程にも入っていけるような仕組みをご検討願えればと思えます。

今、現状として連携強化といったときの、その具体的な状況というのはどんなものでしょうか。

大塚総合学習センター担当課長 まず、相模原の教員の大学への派遣についてですけれども、現在、1年間長期派遣研修ということで、近隣の大学に数名の教員の派遣を行っております。それから、逆のパターンとしましては、大学の教職課程の授業に指導主事が、近隣の大学数校ではあるのですけれども、出向いて講義を担当するというも行っております。また、大学の先生方に研修のコーチ等もかなりの数、依頼をしておりますし、それから理科の研修等については、東京高等専門学校なのですけれども、そちらを会場に研修の方を行ったりという形で、連携を少しずつ強化、進めているところでございます。

福田委員 今度とも連携を進めていくということで、よろしく願います。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第15号、さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決されました。

ここで、職員の入れ替えを行います。休憩はとりませんので、速やかに入れ替えを行ってください。

#### 新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版について

小林委員長 それでは、再開いたします。

次に、日程2、議案第16号です。新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第16号、新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版の策定に

つきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教育振興計画の行動計画として、新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版を策定いたしたく提案するものでございます。

それでは、詳細につきましては、学校教育課長の方から説明させていただきます。

西山学校教育課長 新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版につきましてご説明申し上げます。

本プランは、平成25年12月16日から平成26年1月22日までパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの結果につきましては、後ほどご説明させていただきます。

それでは、中期改定版、2ページをご覧くださいと存じます。

まず、本プラン策定の趣旨に関することですが、(1)本市の取組の冒頭でございますよう、本市の支援教育は「児童・生徒一人ひとりがみんな、楽しく、いきいきと学んでいる姿」を目指しております。また、下段にありますよう、効果的で一人ひとりに応じた指導や支援ができる多様な学びの場を居住地域に用意し、共に学び、共に育つインクルージョンの理念のもとに取り組むものでございます。

資料の3ページをご覧くださいと存じます。

(2)国と県の動向についてでございますが、本年1月に障害者の権利に関する条約が批准され、よりインクルーシブな教育が推進されることとなりました。

4ページをご覧くださいと存じます。

2の計画の概要、(1)の本計画の位置付けにつきましては、新・相模原市総合計画の部門別計画である相模原市教育振興計画の施策分野別計画となっております。

(2)の計画期間についてでございますが、支援教育を取り巻く環境に対応していくため、平成26年度から平成28年度までの3年間の計画を示しております。

次に、5ページをご覧くださいと存じます。

、基本的な考え方の1の推進目標でございますが、前期の計画と同様、『児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行います。』とし、誰をも包み込むというインクルージョンの理念のもと、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が成長の過程で共に学び、共に育つ教育の実現を目指してまいります。

2の基本方針につきましては、中期も引き続いていくものでございます。

基本方針1、支援教育の充実では、通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点



に立った学級づくり・授業づくりを行うとともに、特別支援学級において、個に応じた支援の充実を図るとしております。

基本方針 2、支援体制の充実では、学校における支援体制を確立するとともに、関係機関等と専門性を生かした連携を進めるとしてしております。

基本方針 3、教育環境の充実では、児童・生徒の学びを充実させるための教育環境の整備と、障害のある児童・生徒と保護者を支えるために、放課後や登下校の送迎支援を含めた支援体制の構築を図るものとしております。

次に、6 ページ、7 ページをご覧くださいと存じます。

3 の支援教育推進に当たってでございますが、この図は下から上に向かって、就学前、小学校期、中学校期、卒業後という発達段階に応じて、学校内や関係機関等の支援の体制をイメージ図にしたものでございます。

また、7 ページの下段でございますよう、不登校、外国籍児童・生徒等、障害の有無にかかわらず、学習面、情緒面、身体面、環境面、心理面、日本語の理解といった様々な教育的ニーズに応じた一貫した支援体制づくりに努めるとともに、今後も本市の支援教育の趣旨を広く周知してまいります。

続きまして、8 ページ、9 ページをご覧くださいと存じます。

4、前期の成果と中期の重点取組事項についてでございますが、基本方針 1、支援教育の充実につきまして、8 ページには成果指標の変容について記載いたしました。

9 ページでは、前期に取り組んだ成果と課題といたしまして、ユニバーサルデザインの学級づくり・授業づくりの推進や、青少年相談センターにおける相談業務の充実等が成果として挙げられ、教職員研修の充実等が課題となっております。中期では、支援シートの改善と活用促進、教職員研修の場や内容の充実に取り組んでまいります。

次に、10 ページ、11 ページをご覧くださいと存じます。

基本方針 2、支援体制の充実につきましては、11 ページでございますよう、学校と関係機関の日常的な連携や、就学前から就学後に向けた連携の充実が成果として挙げられ、校内支援体制の充実を図るための支援教育コーディネーター研修の充実等が課題となっております。中期では、就学相談や就学期における支援の充実、支援教育に関するコーディネーション機能を高める環境整備に取り組んでまいります。

次に、12 ページ、13 ページをご覧くださいと存じます。

基本方針 3、教育環境の充実につきましては、13 ページでございますよう、支援教育

支援員の全校配置等が成果として挙げられ、弱視、難聴、肢体不自由等の特別支援学級の充実等が課題となっております。また、中期では、ボランティアの養成、送迎支援のニーズや利用状況の調査と事業化へ向けた検討に取り組んでまいります。

続いて、14ページをご覧くださいと存じます。

5、新・相模原市支援教育推進プランの体系として、プラン全体の系統や主な施策の一覧を示しております。なお、黒四角につきましては、これらの施策を推進する取り組みとして、学校及び関係機関等の日常的な連携を示しております。

続いて、15ページをご覧くださいと存じます。

、施策の方向と主な施策について、15ページから26ページとなっており、各基本方針における施策の方向と主な施策について記述している部分となっております。ここでは、前期の成果と課題を踏まえ、継続すべき施策、既に達成した施策、実情と合わなくなってきた施策の整理・統合、また、新たに取り組むべき施策についても位置付けております。

次に、27ページをご覧くださいと存じます。

、中期の計画進行表でございますが、先ほど説明いたしました前期の成果と課題を踏まえ、中期における具体的な取組事項を示しております。特に、二重囲みの矢印にあるものは、中期の重点取組事項となっております。

基本方針1、支援教育の充実については、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導の充実に向けた、教職員研修の充実や教育支援計画の作成につながる支援シートの改善と活用促進を重点に取り組んでまいります。

28ページをご覧くださいと存じます。

基本方針2、支援体制の充実の重点取組事項といたしましては、就学前から就学後に向けた円滑な連携として、就学相談や就学期における支援の充実、支援教育に関するコーディネーション機能を高める環境整備に取り組んでまいります。

29ページをご覧くださいと存じます。

基本方針3、教育環境の充実におきましては、重点取組事項といたしまして、中段にございますボランティアの養成、送迎支援ニーズや利用状況等の調査と事業化に向けた検討等に取り組んでまいります。

続きまして、30ページをご覧くださいと存じます。

ここでは、資料として用語解説を設け、基礎的環境整備、合理的配慮等を新たに加え、

本プランに関する用語について解説をしております。

次に、34ページをご覧くださいと存じます。

中期改定版に関する検討経過について掲載いたしました。

続きまして、恐れ入りますが別添の参考資料についてご説明いたします。別冊の新・相模原市支援教育推進プラン、参考資料の1ページをご覧くださいと存じます。

1ページから3ページでは、平成18年度から平成22年度までの支援教育推進プランでの取り組みの様子。4ページから6ページ、ここでは、現在使用している支援シートなど。7ページからは、個別の指導計画の様式例の資料。10ページ以降は、支援教育に関するデータを記載しております。これらの参考資料は、中期においては別冊とし、ホームページ上で毎年更新していきたいと考えております。

次に、右上に議案第16号参考資料と書かれておりますパブリックコメントに関する資料、新・相模原市支援教育推進プラン(案)に対する意見と市の考え方をご覧くださいと存じます。

今回は、6人の方から29件の意見をいただきました。

続いて、1ページをご覧くださいと存じます。

左側の番号1、障害者に関する権利条約に関する国の動向について、番号2から4の支援教育推進に当たっての図に関する意見については、修正の参考とさせていただきました。また、番号20の「障害種別」という言葉については、「様々な教育的ニーズ」に置き替え、番号20についても、意見を参考に修正を行いました。その他の意見につきましては、本プランの基本方針や施策の方向性、具体的な施策において既に反映されており、加除修正は必要ないと判断いたしました。

以上、新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより、質疑、ご意見等を承りたいと思います。

13ページです。前期に取り組んだ施策の成果と課題ということで、支援教育支援員の配置について、平成25年度で全校配置が達成できました。本当にうれしいことだと思います。ただ、全校配置になったのですが、この方々に本当に十分に力を発揮していただくためには、今、何が問題であって、こういう点が必要なのだという点がありましたら、それを教えていただければと思います。これをまず1点。

それから、もう1つが、その同じページの中段から下の方に、中期の重点取組事項とあ

ります。ボランティアの件でございますけれども、これもインクルージョンの理念に基づいた地域環境づくりかと思っておりますけれども、このボランティアの募集の実態等についてお願いできればと思います。

西山学校教育課長 はじめに、支援教育支援員の本年度から全校配置となった成果と、また、今後どのようなことが課題となっているかについてでございますが、まず、成果といたしましては、各学校で支援を必要とする子どもたち一人ひとりへのきめ細かな支援ができるようになった。要するに、支援教育支援員がその子に寄り添う形で、他の子どもたちとの交流であるとか学習への支援、また生活面での支援ができるようになったという声を学校から多くいただいております。

特に、支援教育支援員の多くの取組の活動の形態としては、教室内での支援ということが学校の方から声が上げられております。これはどういうことかということ、個別の取り出しの支援も当然ながら、教室の中に行っている子どもたちが、どう他の子どもと上手にかかわれるのか。学級の担任の先生の学習支援について、それがきちんとその子どもに声が届いているか。学習についていけているのかどうかということでのかかわりをしていただけているということが1点と、もう1つは、学校の支援体制の中で、特に学校の支援コーディネーターの先生と交流を持ちながら、支援教育支援員が、かかわった子どもたちの様子を、学校全体の組織の中に声として上げていただいております。学校の支援体制の中に貢献をしていただいているという声が上がっております。

ただ、1つ課題として挙げられているのは、どうしても私どもが配置している支援教育支援員の勤務時間の関係で、先ほどお話しいたしました支援コーディネーターとの情報交換の時間が、なかなかその接点の時間が持てない。特に支援コーディネーターも学級担任を持っているということで、なかなか情報交換の時間が持てないということについては、学校からの声として上がっておりますので、今後、配置の時間であるとか、また学校で、どういう時間でうまく情報交換ができているかという、その成果なども、学校からの声も吸い上げまして、他の学校へも参考となるような周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

齋藤学校教育課担当課長 学校支援ボランティアの関係でございますけれども、小・中学校あわせて現在26校で、学校の方で募集をしている状況でございます。この学校支援ボランティア制度について、さらに活用促進を図るために、来年度につきましてはボランティアの養成ということで、現在やっただいただいている方も含めて、発達障害等を含めた子

どもたちの理解などについて、お話を聞いていただく場を設定させていただきたいと考えております。

小林委員長 教育環境の充実という観点から非常に重要な部分かと思うのです。支援教育がさらに市内で理解されて、みんなから応援されるという形を、ぜひとも力を入れていただければと思います。

大山委員 6ページを見ますと、大分言葉の中に支援シートということで、これが入学時から社会に出るところまで全部記載されていますから、これはもうかなりの前進だと評価いたします。

それから、もう1つ、意見になるのですが、最初のごあいさつというところにもあるのですが、社会でインクルージョンの考え方が浸透しとありますけれども、この支援プランを推進するに当たっても、理解とご協力をお願いしますとありますが、学校の中でというよりも社会全体で、例えば学校の中でも保護者の理解がないとか、そういうことが事例として挙がってきていますので、本当に、要するに理解が必要だということを、もう少し言葉として出てこないかなという要望ですね。

今回のパラリンピックで、今日、NHKのニュースでもやっていたけれども、自分の子どもが障害を持って、初めてこういう共生などの考え方が理解ができましたと。だから、一般の方にとっては、なかなか理解しがたい、言葉では書いてあるのですが、理解と協力がないと、こういった事業というのは成り立っていない現実があると思うのですよね。それは要望でございます。

それから、6ページなのですが、やはり一番下の入学前のことなのです。陽光園などの児童発達支援センターというと、今、療育センターが改革を行いまして、来年の4月以降、かなり構造が変わってきて、その言葉がここに出てきてしまっているのです、これを何とか療育との関係の中で、少し注釈でもつけてわかりやすくしたらどうかと。多分、これは陽光園の医療型の支援センターと、それから民間に移行する福祉型の支援センターといったものを全部包括した表現だと思うのですけれども、多分、初めて見る方にとっては、なかなかこのところはわかりにくいと思います。

それから、もう1つは11ページです。成果 就学前から就学後に向けた連携の充実というところで、就学相談に関しましては、発達障害者支援センターが一昨年できまして、教育の方が中に入っておられて、かなり入学前の保育園だとか幼稚園との連携というところで、うまく機能するようになったということがここに書いてございます。課題としては、

まだまだ就学前の相談を充実させるということだと思っておりますが、その中で、文部科学省の平成26年度の予算で、インクルーシブ教育システム構築事業というのがあり、早期からの教育相談・支援体制の構築事業ということで、平成26年度にも3億という予算を組んで、この就学前の体制を支援していこうということでありますので、ぜひこれを獲得していただきたい。まさに、この支援プランの中に謳ったそのものが文部科学省にもありますので、ぜひこれは獲得していただきたいという要望でございます。

齋藤学校教育課担当課長 6ページの児童発達支援センター等の用語についてですけれども、用語解説の方に載せさせていただきたいと思っております。

それと、文部科学省の委託事業の関係なのですが、平成26年度の早期からの教育相談・支援体制構築事業ということで、現在、応募をさせていただいて審査をさせていただいてるところでございます。

福田委員 支援シートの方も見せていただきまして、ちょっと考えさせられることは、やはり何のための支援かということ考えたときに、教育という観点からいうと、やはり発達を保障していくということがとても重要な課題になってくるかと思うのです。ですから、こういう支援をすると、こういうふうに子どもが発達するというようなことが、どの先生にも、このシートをもらった先生がわかるような書き方を、今後またこれを生かしていくときの活用の方法にかかわるかと思うのですけれども、どういう支援がどういう発達につながっていくのかということ。発達に見合う、あるいは発達を引き上げていくとかというような視点を常に持っていかないと、支援というものが割とおざなりになっていく、子どもがとにかく調和しながら楽しくやっていたらいいかということ、それはやはり教育という場面では、子どもがどういうふうな大人に向かっていこうとしているのかというところに持っていくということは、最終的な重要課題ですので、少なくとも教師はこの子の発達について、どういう支援が必要なのかということを常に対応させながら、考えさせられるような、そういう取り組みに生かしていただきたいなと思っております。

田中委員 先ほど大山委員からもありましたように、やはり地域全体での理解が必要だと思います。ここに出ているだけでも学習面、情緒面、体の面、環境の面、心理面、言葉の面、いろいろな側面があり、体で何か障害があったりする場合は、この方は足が悪いのかしらと、目が見えないのかしらというところで、私たちがどうしていったらいいかということ、少しわかるのですけれども、見えていない部分での支援が必要な子たちについて、どうしてあの子たちに支援が必要なのかというところが、やはり周りに理解されないと、

周りの人たちも自分たちのできることができないのではないかなと感じます。学校支援ボランティアですとか、支援教育支援員の方の存在も必要なのですけれども、それと一緒に、やはり一般的に理解を広めるといふか、保護者もそうですし、学校で一緒に生活している子どもたちにも、きちんとそういうことを理解して、お互い助け合っていくということが必要ではないかなと思います。

決して支援の必要な子たちが弱いというわけではなくて、その子たちはその子たちで、支援があれば自分の得意な分野などで、いろいろな希望が持てると思うし、支援をする周りの子たちにも、それは成長の過程で必要なことといふか、いろいろなことを得られるつながり、きずなになっていくと思います。やはり地域全体、市内全体でそういう知識をきちんと皆さんで持って、かかわっていく必要があるのかなと思いましたので、ぜひ今後も、今これは中期計画というところで、3年後にまた見直しもあると思うので、そういうことも考えていただけたらなと思いました。

小林委員長 そのほか、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等ありませんので、これより採決を行います。

議案第16号、新・相模原市支援教育推進プラン中期改定版についてですが、この原案に、先ほど児童発達支援センターについての注釈をつけてということで決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

相模原市立中学校給食検討委員会規則の一部を改正する規則について

小林委員長 次に、日程3、議案第17号です。相模原市立中学校給食検討委員会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第17号、相模原市立中学校給食検討委員会規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立中学校給食検討委員会の委員の任期及び設置の期間を、平成27年3月31日まで延長いたしたく提案するものでございます。

議案第17号の関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、規則の新旧対照表でございますが、委員会の設置期間につきましては、2ページ一番最後にございます附則第3項の定めるところにより、平成26年3月31日までとなっております、本来であれば、この3月までに答申していただく予定でしたが、検討項目も多く、委員の方々に十分討議していただく必要がありますので、委員会の設置期間を1年延長させていただくため、1ページの第4条に定めます委員の任期とあわせまして、平成27年3月31日までと改正させていただくものでございます。

次に、3ページの議案第17号、参考資料1をご覧くださいと存じます。

委員会の設置の目的でございますが、平成22年度から始まりましたデリバリー方式の中学校給食の検証・評価のほか、中学校給食の今後の提供方法や平成27年度以降の方針を含めまして検討いただくため設置したものでございます。

2の委員構成につきましては、4ページの裏にあります参考資料2のとおりでございます、学識経験者のほか、中学校の学校関係者、栄養職員、公募市民、計14名で構成しております。

3の平成25年度の検討経過についてでございますが、検討委員会を6月から3月にかけて5回開催いたしました。これまでの主な内容といたしましては、委員の方々に共通認識に立っていただくため、相模原市の中学校給食の現状や課題の把握をしていただくとともに、デリバリー給食とセンター給食とはどういうものなのか、違いを感じていただくために、それぞれの給食を試食していただきました。また、現状を把握していただいた中で、生徒、保護者、教職員等へのアンケートを10月から11月かけ実施いたしました。回答いただいたアンケート結果では、温かいものが欲しい、あるいはおかずが食べたい、おいしくないなどのほか、朝の忙しいときには助かるなどの声もいただいております。こうした意見をもとに、どのような改善を図れるのか、今後さらに検討していただくこととなります。

4の今後のスケジュールでございますが、平成26年度に検討委員会を5回程度開催いたしまして、年内には答申をいただきまして、これをもとに、平成27年以降の給食実施方針を決定する予定でございます。

以上で、議案第17号、相模原市立中学校給食検討委員会規則の一部を改正する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。



小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等お受けいたします。

大山委員 当初、1年の予定が、さらに1年延ばしたということで、かなり課題が多くて、時間的に1年間では間に合わなかったと理解してよろしいですか。

遠山学校保健課担当課長 委員おっしゃるように、この会議で検討してまいりました内容につきましては、検討する項目が非常に多岐にわたると、そういったことからもう1年延長ということになります。アンケートの結果を踏まえまして、例えば温かいもの、あるいは汁物の提供ができないかどうか。あるいは、給食時間、今15分という学校が結構多いのですが、この時間を延長できないかどうか。あるいは、ご飯の量が、例えば男の子だと少ない、あるいは女の子だと多い、これは性別で決めつけてはいけない部分もあるのですが、お子さんによって多かったり少なかったりする、そういった部分の対応であるとか、あるいは試食会の開催であるとか、こういったいろいろな意見がアンケートが出てまいっておりますので、こういったところを中心に、今後さらに1年間、検討を進めていきたい、このように考えているところでございます。

田中委員 平成27年度に向けての改善ということで、これだけのことを前向きに考えていただけているということは、ありがたいと思っております。1食300円ですから、本当にこれはありがたいかと、保護者の立場としては思っているのですけれども、それがぜひ27年度につなげられるような1年間にしていただけたらと思っております。同じように、5回ぐらいの会議数だと思うのですが、その中で、短い期間での検討ということで大変かとは思っているのですけれども、ぜひ今後につながるような答えを出していただけたらなと思っておりますので、お願いいたします。

小林委員長 ほかに質疑、意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第17号、相模原市立中学校給食検討委員会規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

#### 教育財産の取得の申出について

小林委員長 次に、日程4、議案第18号です。教育財産の取得の申出についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第18号、教育財産の取得の申出についてご説明申し上げます

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、教育財産の取得について相模原市長に申し出るため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、1件5,000万円以上の教育財産の取得の申出を提案させていただくものでございます。

取得の申出を行う教育財産は、市立清新小学校の給食室で、鉄骨造2階建、延床面積624㎡、建設にかかる工事費は予算額で3億8,107万円でございます。工事期間は、平成26年5月に着工いたしまして、平成27年2月の完成、取得予定時期は、平成27年3月でございます。

議案第18号の関係資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

清新小学校につきましては、現在、昭和54年3月に建築いたしました軽量鉄骨造平屋建、延床面積、約230㎡の給食室で調理を実施しておりますが、右下側の部分、校舎A棟とB棟の間、現在の給食室と同じ場所に新しい給食室を建設するものでございます。

2ページの平面図をご覧いただきたいと存じます。

下段ですが、1階に栄養士が執務する事務室、検収室、下処理室、調理室、洗浄室、配膳室等を配置いたしまして、食材は左側の検収室から下処理室を経て、調理室で調理し、配膳室で各クラスに受け渡しを行います。また、食中毒を防止するために作業区分を明確化し、床が乾いた状態で調理作業を行うドライシステムを採用するとともに、災害時の炊き出しの機能を充実させるため、非常用発電設備を整備いたします。上の2階には、給食調理員の休憩室、更衣室のほか、機械室を配置する予定でございます。

以上で、議案第18号、教育財産の取得の申出についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、ご意見を伺います。

福田委員 小学校の給食室というものの現状、相模原市全体としては、どのような今、状況にあるのか、ご説明願いたいと思います。

遠山学校保健課担当課長 現在の小学校給食の現状でございますけれども、小学校72校のうち、給食室のある小学校、いわゆる単独校と言われているものが54校ございます。

また、学校給食センターにつきましては、清新、城山、津久井、この3つの学校給食セン

ターがございまして、この3つのセンターで合計17校の学校を担当しています。また、残りの1校につきましては、具体的に申し上げますと藤野北小学校になるのですが、藤野小学校でつくりました給食を、いわゆる親子方式という形で藤野北小学校の方に運搬していると、このような状況でございます。

福田委員 そうしますと、この単独の給食室ということを充実させていく1つの方策であるということで、よろしいわけですね。

遠山学校保健課担当課長 まず1つには、この単独校の給食室の充実ということもでございます。また、今回の清新小学校につきましては、昭和54年3月に建設したものでございまして、もう35年経過しております。タイプといたしましては、いわゆるウェット方式で、改善がなされていないというふうな給食室となっております。ですので、この老朽化、こういったところから、これを解消するために新しい給食室を整備したいというものでございます。ですので、単独校も推進いたしますし、古い給食室につきましても順次、改築工事を実施していきたいというものでございます。

田中委員 今、ウェット方式からドライ方式にというところが一番のメリットなのかもしれないですけれども、ほかに改築することによって変わるところ、改善される部分というのを教えていただきたいのと、確認ですけれども、その間の1年間の給食というのは学校給食センターからの提供ということでよろしいのでしょうか。

遠山学校保健課担当課長 まず、この給食室の改築工事を実施することについてのメリットでございますけれども、委員おっしゃるように、食中毒を防止するために汚染されている区域と清潔な区域を明確に分けていくとともに、床を濡らさないと、このような形のものから食中毒の防止に努めていきたい、これがまず大きなメリットとなります。

それから、今回の清新小学校につきましては、災害時の炊き出し機能を強化するために、非常用発電設備を整備いたします。一応、3日間は炊飯器を炊き出しに使えるような形で、この非常用発電機を整備して、コンビニのおにぎりでも換算すると3日間で約1万個ぐらいのおにぎりを炊き出しすることができると想定しているのものでございます。

それから、2点目の来年度の清新小学校の給食でございますが、このたび、完成いたしました上溝学校給食センターが、ほかのセンター校3校とともに、清新小学校の給食につきましても担当させていただくということでございます。

大山委員 54校の中で、まだ改築をやっていないで、ウェットの床になっている割合というのは、どのぐらい残っているのでしょうか。それが、例えばウェットになっているか

ら食中毒防止でドライにするというのが、単に全体的な老朽化とは別になされるようなことなのでしょうか。

遠山学校保健課担当課長 54校の中で、いわゆる清新小学校と同じようにウェット方式で、改善がなされていないという学校がほかにもまだ10校あるという状況でございます。この10校でございますけれども、いわゆるドライシステムという形ではなくて、ドライ運用というふうな形で、例えば汚染のエリアと清潔なエリア、それを線を引いて、例えば左側が汚染のエリア、右側が非汚染のエリアというふうな形で、ドライ方式ではないのですが、運用する中で食中毒を出さない、安全な給食の提供に努めているところでございます。

田中委員 その10校に関しては、今はドライ運用ということで考えていらっしゃるということですが、今後の改修計画はあるのですか。

遠山学校保健課担当課長 ここで、総合計画の中期実施計画の策定をしたところでございますけれども、給食室に関しましては、来年度、ここで、清新小学校の改築工事に着手いたしますが、その後につきましては、平成27年度に1校、具体的に言いますと宮上小学校を今予定しており、平成28年度に校舎と一体で対応するものが1校ございまして、この3年間では毎年1校というふうな形になっております。できれば早目に改善ができるように今後も財政当局の方に要望していきたいと、このように考えております。

小林委員長 そのほか、ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第18号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第18号は可決されました。

#### 工事計画の策定について

小林委員長 次に、日程5、議案第19号、工事計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第19号、工事計画の策定についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第

10号の規定により、1事業1億円以上の校舎その他の施設の整備に関し、工事計画を策定いたしたく提案させていただくものでございます。

今回、計画をいたします工事は、表にございますように、向陽小学校ほか2校の校舎改造工事、及び谷口小学校ほか4校の屋内運動場改修工事の合計8件でございます。予算額は、向陽小学校が3億7,590万円。田名北小学校が3億7,350万円。根小屋小学校は4億3,600万円。谷口小学校は1億2,000万円。川尻小学校は1億2,210万円。内郷小学校は1億1,490万円。新町中学校が1億400万円。上溝南中学校は1億730万円でございます。

工事期間につきましては、校舎改造工事は平成26年5月に着工いたしまして、10月の完成を予定しております。屋内運動場改修につきましては、学校行事を勘案しながら平成26年6月以降に順次着工いたしまして、平成27年2月までの完成を予定しております。

2ページの工事計画図をご覧いただきたいと存じます。

向陽小学校につきましては、太い線で囲んだA棟校舎が当該工事対象箇所でございます。工事の内容は、右下にございますように、屋上防水、外壁塗装、内部改修、給排水衛生設備及び電気設備の改修工事でございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

田名北小学校につきましては、太い線で囲んだA棟校舎が当該工事対象箇所でございます。工事内容は向陽小学校と同様でございます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

根小屋小学校につきましては、太い線で囲んだA棟校舎が当該工事対象箇所でございます。工事内容は向陽小学校と同様の改修を行うものでございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと存じます。

谷口小学校につきましては、太い線で囲んだ屋内運動場が当該工事対象箇所でございます。工事の内容は、屋根の改修、外壁塗装、内部改修、給排水衛生設備及び電気設備の改修工事でございます。

なお、以下、6ページの川尻小学校から9ページの上溝南中学校まで、全て屋内運動場の改修で、同様の工事となっております。

10ページの参考資料をご覧いただきたいと存じます。

予算額が1億円未満の工事につきましては、教育長に事務が委任されているため議案に

はなっておりませんが、平成26年度につきましては網掛け以外の部分、弥栄小学校ほか4校の屋内運動場の改修事業、上溝小学校ほか6校及び大沢中学校ほか2校のトイレ整備事業を予定しております。

なお、各事業の進捗率は(3)の表のとおりでございます。

以上で、議案第19号、工事計画の策定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お受けいたします。

田中委員 子どもたちが安心して安全に過ごせる学校環境が本当に求められるところだと思うのですが、改修の順番について、また来年度に向けてもいろいろ計画されていくと思うのですが、何か指標みたいなものがあったら教えていただければと思います。

山口学校施設課長 校舎改造等の実施校の優先順位でございます。1点目といたしましては、委員おっしゃるように老朽化した校舎が多くなっております。現時点では、概ね建築後30年を経過した校舎を対象に実施しております。

また、2点目といたしましては、校舎の現況調査を実施いたしまして、その劣化状況を把握してございます。そういったことから、現在、昭和50年前後に建築されたもののがかなり多くございますので、いわゆる古い順から整備をしているということが実情でございます。

福田委員 改築されていくことが望ましいとは思いますが、予算の中で、実施できる数の上限みたいなこともきっとあると思うので。どれぐらいの予算の中で、これが推移して、多分もう半永久的に続いていくものだと思いますので、ちょっとそんなことで何か数字がわかるものがあれば、教えていただければと思うのですけれども。

山口学校施設課長 学校施設にかかる予算でお答えしたいと思います。例えば、平成26年度予算になります。例年でございますけれども、今回は平成25年度の補正予算と、あと平成26年度の当初予算が一体となった予算編成になっておりますけれども、例年学校施設にかかる予算額につきましては、今年度、平成26年度を合計しますと約40億円ということでございます。これは、主に施設の建設ですとか大規模改修を含めました工事関係、あとは修繕関係、学校の施設を維持していくための予算ということでございます。ちなみに、前年度、平成25年度も補正予算がございましたけれども、その一体となった予算額につきましては35億円ということでございますので、昨年と比べまして5億円ほど、

総額として増になっているという状況でございます。

福田委員 エアコンのことも計画されているかと思うのですけれども、これもこういうところに入って行くものでございますよね。

山口学校施設課長 中学校の空調設備の設置について、中期実施計画に基づいて整備をしていくという予定でございますけれども、平成26年度につきましては、中学校の整備を進める上での設計業務を行い、翌年に工事ということでございますので、金額によっては、来年度、この議案として挙げさせていただくこともあるかと思えます。

大山委員 先ほど、予算額が40億ということでしたけれども、この財源の割合、国からの補助金、市独自のお金、その辺の割合というのはわかりますでしょうか。

山口学校施設課長 工事関係、ここで議案になっております工事につきましては、基本的には国庫補助金3分の1、これは事業の対象経費になりますので、総額の予算に対して、全て3分の1ではなくて、対象事業費に対する3分の1ということなので、実態としては3分の1以内ということになります。今回、国の経済対策ということで、補正予算債というものが国庫補助金を除く金額に対して100パーセントの充当ということでございます。その他の、修繕等単独で行うといったものについては、特に国庫補助金、負債等ございません。大きな事業については国庫が3分の1以内、あとは、補正予算債が100パーセントということでございます。

田中委員 この屋内運動場に関してなのですけれども、校舎もそうですけれども、改修の間は、やはり使用はできないのでしょうか。

山口学校施設課長 委員おっしゃるとおり、屋内運動場工事は、中も外も全て改修いたしますので、その間については使用できません。学校行事につきましては、それぞれの学校で、例えば秋の運動会があって、それまでは練習したいので、秋までは使わせてもらいたいというふうなご要望があれば、秋の運動会が終わった後、後半の中で工事を行うことだとか、そういったことは全て個別に学校と調整して、学校の教育課程に直接影響がないような形で工事しているところでございます。

田中委員 大体、1つの屋内運動場改修に当たる期間というのは、どのくらいかかるものなのでしょうか、教えていただけますか。

山口学校施設課長 準備から全て検査完了で引き渡しというふうなところまでの期間を含めると、概ね5カ月ぐらいかかっております。

田中委員 ありがとうございます。やはり期間が長くかかるというのは、わかりました。

先ほどの給食室の改修も含めてなのですけれども、やはり重機だとかトラックとか、いろいろ出入りがあるのかなと思います。ぜひ、安全には気をつけていただくよう、よろしくお願いいたします。

小林委員長 ご意見ということでよろしいですか。

田中委員 はい。

小林委員長 そのほかございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第19号、工事計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

#### 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

小林委員長 日程6、議案第20号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第20号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきましてご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項につきまして、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することなどを職務としております。

委員の定数は15人、任期は委員の日から2年でございます。

当議案につきましては、7名の任期満了等に伴う後任の委員を相模原市スポーツ推進審議会規則第2条の規定に基づき委嘱いたしたく提案するものでございます。

それでは、委嘱いたします委員につきましてご説明をさせていただきます。

阿久根英昭氏でございますが、桜美林大学総合科学系の教授で、学識経験者として2期目の任期となります。

次に、大山孝氏でございますが、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会からご推薦をいただいております、現在、会長代行でございます。



次に、小出庄作氏でございますが、相模原市障害児者福祉団体連絡協議会からご推薦をいただいております、現在、傘下団体であります相模原市身体障害者連合会の会長でございます。

次に、山本秀臣氏でございますが、総合型地域スポーツクラブの大沢フットボールクラブからご推薦をいただいております、現在、理事でございます。

次に、飯島沙織氏でございますが、相模原ライズ・アスリート・クラブからご推薦をいただいております、事務局スタッフでございます。

次に、古戸弘氏、並びに小石茂勝氏でございますが、市民公募に応募されました市民でございます、1月に開催した公募委員選考委員会での審査の結果、今回、委嘱をいたすものでございます。

以上で、議案第20号の相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきましてご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 このスポーツ推進審議会についてなのですが、参考資料の方を見せていただくと、年度によって会議の回数とかが違うのですけれども、これは会議を開催するに当たっての何かがあるのでしょうか。年によって日数が違うというのは、何か理由があるのでしょうか。

八木スポーツ課長 基本的には、スポーツ団体への補助金の交付について審議いただくのですけれども、それが3月ということになります。それから、もう1つ、スポーツ振興計画の進行管理ということで、通常、秋ごろ行っているというものでございまして、基本的には年2回ということでございます。そのほか、また特別に案件がありましたら、そこに行うものでありまして、定期的には2回ということでございます。

小林委員長 ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第20号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

相模原市教職員健康審査会委員の人事について

小林委員長 次に、日程 7、議案第 21 号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第 21 号、相模原市教職員健康審査会委員の人事につきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教職員健康審査会委員の任期満了に伴う後任の委員を、相模原市教職員健康審査会規則第 2 条の規定に基づき委嘱いたしたく提案するものでございます。

相模原市教職員健康審査会でございますが、政令指定都市移行に伴う県からの移譲事務として、平成 22 年 4 月 1 日に本市に設置されたものでございます。

当審査会は、市立小中学校の県費負担教職員の疾病に係る治療の要否、勤務の可否や健康管理等に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するなどを職務としております。

委員の定数は 5 人、任期は委嘱の日から 2 年でございます。

それでは、委嘱する委員につきまして、議案第 21 号参考資料にてご説明させていただきます。

はじめに、安達英夫医師でございますが、産婦人科医で、相模原市医師会からご推薦をいただいております。

次に、大石智医師でございますが、精神科医で、北里東病院からご推薦をいただいております。

次に、佐藤聡一郎医師でございますが、内科医で、相模原市医師会からご推薦をいただいております。

次に、佐藤洋医師でございますが、整形外科医で、同じく相模原市医師会からご推薦をいただいております。

最後に、宮地伸吾医師でございますが、精神科医で、北里東病院からご推薦をいただいております。

なお、5 名の委員全てが 3 期目の任期となっております。

以上、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてご説明申し上げます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

大山委員 健康審査会の内容についてお伺いしたいのですけれども、委員が5名いて、そのうち精神科医が2名ということですので、おおよその推測はつくのですが、各科の概ねの大体割合、パーセントというのはどのくらいでしょうか。多分、圧倒的に精神疾患が多いと思うのですが。

もう1つは、特に心の病の後の職場復帰に当たっては、審査会の所見について、管理職も理解していることが必要かと思うのですが、管理職にはどのように所見が伝わっているのでしょうか。

奥村教職員課長 はじめに、健康審査会の審査要件に係る割合のことをございますけれども、平成24年度の実績で申し上げますと、復職にかかわる審査は、全部で14件ございまして、いわゆる一般の疾患にかかわるものが7件、精神疾患にかかわるものが7件ございました。このほか、健康審査会の扱うものとして、2問目のご質問にもかかわる内容でございますが、復職した後、1カ月後ないしは3カ月後、あるいは6カ月後に、療養経過報告を健康審査会に提出を求めておりまして、療養経過に関する報告の審査も健康審査会の役割としてございます。平成24年度の実績で申し上げますと、一般疾患にかかわる療養経過報告の審査が6件、精神疾患にかかわる療養経過報告は48件ございました。

それから、審査結果のその後の反映ということをございますけれども、健康審査会の審査に当たりましては、ただ単に復職とはせずに、その審査段階に応じて、軽減勤務が必要であると、あるいは普通勤務が必要である等の段階がございまして、それを管理職の方に伝え、勤務軽減なり部活動を持たせてはいけないとか、そういったような細かな指示のもと、復職をサポートしております。

小林委員長 ほかにご意見、あるいはご質問ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第21号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第21号は可決されました。

ここで、職員入れ替えのため、休憩といたします。40分再開といたします。

(休憩・15:29～15:41)

小林委員長 それでは、再開いたします。

### 相模原市スポーツ推進委員の人事について

小林委員長 次に、日程 8、議案第 22 号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第 22 号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進委員は、本市のスポーツ推進のため、市民へのスポーツに関する助言・指導を職務とし、公民館の館長等の推薦を得て、2 年の任期で教育委員会が委嘱しております。

このたびの議案につきましては、平成 25 年度、平成 26 年度のスポーツ推進委員について、平成 25 年 4 月 1 日付で委嘱をしているところでございますが、定員が 253 名のところ、現在 238 名の委嘱と、8 地区で 15 名の欠員が生じておりました。このうちの相原地区で、相原公民館長より落合輝夫氏を、光が丘地区で光が丘公民館長より和泉田博氏をご推薦いただきましたので、平成 26 年 4 月 1 日付で委嘱をいたしたく、スポーツ基本法第 32 条第 1 項の規定に基づきご提案するものでございます。

なお、他のスポーツ推進委員の欠員につきましては、議案第 22 号参考資料の裏面にございますよう、現在、公民館等におきまして、引き続き人選にご尽力をいただいているところでございます。

以上で、議案第 22 号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

大山委員 スポーツ推進委員の欠員の推移について、この過去 3 年ぐらいの数値をちょっとお教えいただきたいのですが、4 月 1 日現在では 13 人ということですが、この 2、3 年の変遷をちょっとお教えいただけますか。

八木スポーツ課長 定員 253 名の中で、平成 21 年度は 240 名の方の委嘱ということで、13 名の欠員がございました。それから、平成 22 年度については 242 名の委嘱ということで、11 名の欠員がございました。それから、平成 24 年度につきましては 240 名、13 名の欠員ということがございました。大体、12 名から 10 名程度の欠員

という形で、毎年推移しているものでございます。

福田委員 この委員の定数は、どの条例等に規定されているものなのか、ちょっと確認させてください。

八木スポーツ課長 「相模原市スポーツ推進委員に関する規則」において、253名と規定されております。

田中委員 各地区で人数の割合が違ってはいますが、それはやはり何かに基づいての定数なのでしょうか。

八木スポーツ課長 基本的には、8名が原則になっております。ただ、津久井地域につきましては、旧の町の時代の人数を引き継ぎまして、やはり駅伝等、いろいろなスポーツの大会を独自でやっていること、また地域的にかなり広いことから、15名から17名という人数になっております。

小林委員長 そのほかございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第22号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第22号は可決されました。

平成26年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付にかかわる諮問について

小林委員長 次に、日程9、議案第23号、平成26年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第23号、平成26年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付にかかわる諮問についてご説明申し上げます。

社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合には、社会教育法第13条の規定により、社会教育委員会議の意見を聴くこととなっております。このことから、平成26年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付につきまして、教育委員会から相模原市社会教育委員会議に対しまして諮問させていただくものでございます。

平成26年度の補助金交付対象は、議案にありますとおり、3団体でございます。

まず、相模原市立小中学校PTA連絡協議会への補助金は、16万円でございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助金は、24万2,000円でございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金は、3万円でございます。

また、各団体の概要及び補助対象事業につきまして、議案第23号関係資料に基づきましてご説明いたします。

裏面をご覧いただきたいと思えます。

相模原市立小中学校PTA連絡協議会は、相模原市立小中学校の単位PTAとの連携により、その自主的な活動を推進し、児童・生徒の健全な成長を図るとともに、共通の課題の解決に当たることを目的とする団体でございます。

補助対象事業は、広報「市P連さがみはら」の発行でございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会は、単位婦人会相互の連絡調整を図り、その自主的活動を助長する団体でございます。

補助対象事業は、広報「相婦連」の発行並びに環境問題、健康増進、家庭教育等の啓発活動でございます。また、平成26年度に同協議会が創立60周年を迎えることから、来年度に限り、創立60周年記念誌発行事業に対しても補助を行うものでございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会は、女性学習グループの学習活動とグループ活動の充実・発展を目指し、グループ相互の連携強調を図り、相模原市の豊かな社会教育の実現を目指す団体でございます。

補助対象事業は、会報「連協ニュース」の発行並びに資料収集・資料集の発行でございます。

以上で、議案第23号のご説明を終了させていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

大山委員 各団体への補助金の流れというのをちょっと知りたいのですが、各団体から申請に基づいて、その内容を審査して、事業年度が終わった後に、また補助金に対する報告という流れでしょうか。

小森生涯学習課長 今、大山委員のおっしゃられたとおり、年度当初に補助金の申請書を各団体からいただきまして、事業の完了後には、補助金についてどういう使い方をしたか、

収支決算報告書ですとか事業報告書をつけていただいて、報告をいただいて、完了という形の流れになっております。

小林委員長 そのほかございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第23号、平成26年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付にかかわる諮問についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

平成26年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について

小林委員長 続きまして、日程10、議案第24号、平成26年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第24号、平成26年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてご説明申し上げます。

本件につきましては、スポーツ基本法第35条の規定に基づき、市スポーツ推進審議会の意見を聴くこととなっております。このことから、平成26年度相模原市スポーツ団体事業への補助金の交付につきまして、教育委員会から市スポーツ審議会に対して諮問をさせていただくものでございます。

諮問する補助金交付団体は、表にありますとおり、10団体でございます。

まず、公益財団法人相模原市体育協会への補助金は、7,404万4,000円でございます。

次に、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会への補助金は、13万9,000円でございます。

次に、城山体育振興協議会への補助金は、167万4,000円でございます。

次に、津久井体育振興会連絡協議会への補助金は、108万円でございます。

次に、相模湖社会体育振興会連絡協議会への補助金は、17万9,000円でございます。

次に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会への補助金は、133万円でございます。

次に、吉野スポーツ振興会への補助金は、4万9,000円でございます。

同じく、沢井スポーツ振興会への補助金は、3万3,000円でございます。

同じく、名倉スポーツ振興会への補助金は、4万9,000円でございます。

同じく、牧野地域スポーツ振興会への補助金は、4万9,000円でございます。

また、各団体の概要につきまして、議案第24号関係資料に基づきましてご説明いたします。

公益財団法人相模原市体育協会は、相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。

補助金対象事業は、各種体育協会自主事業への補助並びに事務室・事務機器の賃借料等への補助などでございます。

次に、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会は、スポーツ推進委員が連絡協調を密にし、職務遂行に必要な研修と相互の親睦を図り、スポーツの振興に寄与することを目的とする団体でございます。

補助対象事業は、各種実技講習会・研修会、広報誌発行事業、市民ビーチボール大会などでございます。

次に、城山体育振興協議会は、地域代表及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、住民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする団体でございます。

補助対象事業は、コミュニティスポーツ大会、しろやま市民マラソンin葉山島、各種スポーツ教室の開催などでございます。

次に、津久井体育振興会連絡協議会は、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、津久井地区内市民の健康で明るい豊かな生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。

補助対象事業は、体育祭、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会、ウォーキング大会の開催などでございます。

次に、相模湖社会体育振興会連絡協議会は、相模湖地区内のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、健康で明るく豊かな生活の形成に寄与し、定着させることを目的とする団体でございます。

補助対象事業は、3地区合同ソフトバレーボール大会、3地区社会体育振興会への助成金などでございます。

次に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会は、神奈川県を拠点としてボート競技の



普及及び競技水準の向上により、この競技の振興を図るとともに、ポート人口の増大を図り、県民の健康維持や生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする団体でございます。

補助対象事業は、相模湖を活用した相模湖レガッタの開催などでございます。

最後に、7番から10番の吉野、沢井、名倉、牧野地域のスポーツ振興会は、地域住民のスポーツ活動を振興し、健康の保持・増進及び親睦を図り、健全な市民生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。

補助対象事業は、ふじのマレットゴルフやゲートボール大会など、各地域で行われる事業の開催などでございます。

以上で、議案第24号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

スポーツ団体事業費補助金の総額のこの3年間ぐらいの変遷を教えてください。総額で結構です。

八木スポーツ課長 平成24年度でございますが、総額は7,737万9,000円でございます。平成25年度でございますが、7,742万5,000円でございます。そして、平成26年度でございます。総額が7,862万6,000円でございます。

昨年度との比較ですが、公益財団法人の相模原市体育協会につきましては100万程度、今年度アップしているものでございまして、そのほか、ここに挙げている団体につきましては、昨年度同額の予算を上げているという状況でございます。

田中委員 5番目の相模湖社会体育振興会連絡協議会の中の事業で、3地区という言葉があるのですけれども、その3地区というのは、どういう地区があるのでしょうか。

八木スポーツ課長 相模湖につきましては、内郷地区、そして与瀬地区、千木良地区という形、大きく分けて3つの地区という形になります。

小林委員長 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第24号、平成26年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願

小林委員長 次に、日程13、請願第1号、漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願を議題といたします。

この議題につきましては、先月の定例会にて、私たちが作品を読み込む時間などをいただくということで、継続審議としたものでございます。審議に入る前に、私から報告させていただきたいことがございます。

現在、学校図書館の運営に関しては、学校長の権限と責任のもとに判断しておりますので、この請願を審議するに当たり、学校長の意見も含め、学校現場の状況を把握することも必要ではないかという教育委員会としての考えで、事務局を通して、学校長の意見等を収集いたしました。その結果について、私の方からご報告させていただきます。

まず、「はだしのゲン」を学校図書館に配架している学校は、市内109校中92校ございまして、84.4%になります。

そこで、まず、この作品をどのように扱っている、捉えているのかということをお伺いしたところ、学校長の意見を総括いたしますと、子どもたちが戦争や平和について学ぶときに、自主的に手にとる資料の1つとして適しているという考えのもと、配架しているという結果でございました。

また、子どもたちが各学校でどのように利用しているかといった状況を伺いましたところ、状況は多様でございまして、まず、「はだしのゲン」を取り出して紹介するということはしていないという学校。それから、戦争や平和に関する本を集めたコーナーを設けておきまして、その中の資料の1つとして、子どもたちが自主的に利用しているといった学校。さらには、朝読書が習慣づいておきまして、子どもたちの間で本の情報の広まりがあると思われ、3・4年生に借りる児童が比較的多いといった学校。さらに、総合的な学習の時間における平和学習や修学旅行の事前学習の際に、子どもたちが自主的に利用しているといった学校。授業の中で取り上げたテーマにかかわる本について、教科書以外の図書を自ら読んでいくといった、いわゆる拡大学習としての並行読書において、子どもたちが自主的に利用しているという学校。また、全巻読み通した子どもから、「感動しました」、「戦争はいけないということがわかりました」などの感想があった、といった学校がございました。

次に、「はだしのゲン」を学校図書館に配架していない学校は、109校中17校ございまして、15.6%になります。そこで、こういった質問をいたしました。閲覧制限をしているのか、または、そもそも「はだしのゲン」を購入していないのか。そして、購入していない場合は、何らかの理由であえて購入していないのかの2点について伺いました。その結果、いずれの学校におきましても、閲覧制限をしているのではなく、そもそも購入していないのだという回答です。その理由としては、子どもたちや教師のリクエストや予算枠等を鑑みて購入した結果であり、あえて購入していないというわけではありませんという回答でございました。

これが私からの報告でございます。

それでは、これから各委員の「はだしのゲン」を読んでのご意見や感想を伺いたしたいと思いますけれども、その前に、事務局への確認事項があれば、お願いしたいと思います。

田中委員 保護者から「はだしのゲン」の学校図書館への配架について、何らかの意見が出ていたのかどうかということをお教えいただきたいのですけれども。

西山学校教育課長 「はだしのゲン」の学校図書館への配架につきましては、現在のところ、保護者の方から教育委員会の方に何らかのご意見をいただいたということはありません。

小林委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ご質問がなければ、先に進めたいと思います。

各委員にお願いいたしますけれども、各委員におきましては、子どもが読むのに適した作品であるかどうか。もう1点、学校図書館法に定められている児童・生徒の健全な教養を育成することという学校図書館の目的に沿った作品であるかどうか。そんな観点を含めながら、ご意見、感想を一人ひとりいただければと思います。よろしくお願いたします。

どなたからでもどうぞ、結構でございます。

田中委員 子どものころに読む機会がなかなかなかったのですが、今回改めて、また全巻読ませていただきました。

請願にあるように、描写的なもので、一部そういうところもありました。ただ、実際に、私は戦争がどういうものだったかというものは体験はしていませんが、やはりそのくらい本当に大変な時代だったのだなということが読み取れました。描写について、本当にそこだけをとれば、確かに残酷な部分もありますが、実際に全部通して読むことで、ああ、そ

ういうひどいことがあったのだとか、人の手をかじり切るくらいな思いをして生きていかなければいけなかったのだというような、本当に生きるということがどういうことなのかということをしごく改めて考えさせられました。これだけの人たちがこういう思いをして、前に向かっていってくれたのだなということを思うと、本当に胸が苦しくなってしまうしました。

今、本当に実際に戦争を体験した方たちというのは、ご高齢で、たくさんの方がもう亡くなられているというところもあって、広島でも原爆の体験を語る方たちが少なくなってきたと聞いています。そういう中で、やはり皆さんお話をされてきた方たちも心を痛めながら、思い出したくないことを思い出しながら、でも、伝えなくてはいけないということで、お話ししていただいていると思っています。そういう方たちが少なくなる中で、本当に戦争はよくない、それを子どもたちにどうやって伝えるかという手段を考えると、「はだしのゲン」の中には、本当にこういう世の中でも子どもたちが元気に生きていく、生きていかなければいけないという姿が描かれていて、体もそうですけれども、精神的にも強くないと、その時代を生きられなかったのではないかなということがしごく感じられました。

全巻読み終わって、私自身は自分の生き方についても本当に考えさせられましたし、これからもっと元気に真面目に生きていかなければいけないなということも感じました。しごく私は元気をもらったというか、実際、今持っていないのですけれども、取り寄せようと思っています。

今、実際、子どもたちに読んだかどうかと聞くと、やはり怖くて手にとれないとか、読むことを避けても生きていけるのですね。でも、やはり国際情勢の中では、現在でも実際に戦争が起きているところもありますし、そういうことから目を背けてはいけない、そんな気持ちになりました。

小林委員長 ありがとうございます。

次に、どなたかお願いいたします。

福田委員 私は、昭和50年代に子育てをしておりましたころに、横浜市におりましたけれども、「はだしのゲン」というのは、割合、どこでも学級文庫として配架しているというような覚えがございます。そのときに、私も読んでみて、やはり平和というのは大事だからということで、特別それでどうということではなく、ごく当たり前のような形で「はだしのゲン」が読まれているように思いました。

やはり平和ということを考えていくときに、とてもいい教材ではないかなと、私自身は考えておりましたし、今度また改めて、この機会に全巻通読させていただきました感想として、私はやはり子どもが本当にそういったことから遠ざかっている時代に、子どもの心をつかむという観点から見て、いい教材ではないかなという感想を持ちました。これが率直な意見でございます。

もう1点、私がこういったことについて、委員会で取り上げるということについて考えた際に、もちろん適切かどうかということで、問題があるということが出てきたものについては、しっかり読んだ上で判断していくということは必要かと思いますが、やはり子どもの自主的な学習権という、子どもが主体的に、自主的に学ぶといったところで、あまり教育的な配慮という括弧つきなものが入り込んでいくということは、私自身は適切ではないと判断しております。ですから、現場に任せ、子どもの自主的な学習というものが盛んになるような方向で、この図書の問題は検討していきたいと考えております。

小林委員長 ありがとうございます。

大山委員 前回の教育委員会で継続審議としたということで、その後、じっくり読ませていただきました。

私の年代ですと、幼少時が戦後間もない時期で、米軍が駐留した様子だとか、作品を読みますと、私の片隅にある体験が中に描かれておりました。特に広島原爆ということでは、医師の立場から言いますと、急性放射線障害というのがよく表現されている。もちろん筆者の実体験からということですので、医学的にどうこうではなくて、確かにそうなのだ、あれが原爆が落ちた後の医学的な急性放射線障害の症状であるということ、絶対にそういう原水爆はいけないということだと思います。

それから、戦争の末期や戦後間もなくの時期がよく描かれていますけれども、これはもう作者の本当の実体験のことですから、もう歴史的な実証を全部した上でということではなくて、実体験に基づいて、もう戦争は嫌だ、平和な世界を望もうと、それから原水爆はもうやめようというようなことが、根底に流れる考えだと思います。ですから、そういった次の時代の子どもたちにも、やはりこの作品から学ぶところは多いのではないかと。特に、今の平和に慣れている子どもたちにとっては、やはりいい図書と私は思っております。

確かに残酷な表現だとか、そういうのはございますが、その後に、必ず作者はフォローしておるところが見られます。ですから、読んでいても、全体として、確かにここまで表現していいのかなと思うけれども、その後に必ずフォローがあるというのは、やは

り評価したいと思います。小学校の低学年の子が読むとちょっと大変かなということはあ  
るけれども、本当に戦争は嫌だ、平和を望む、それから原水爆は嫌だというのが伝わるの  
ではないでしょうか。

これが私の率直な意見で、平和を求める図書としては、大いに利用していただきたい図  
書と思います。

小林委員長 ありがとうございます。

岡本教育長 もう皆さんがおっしゃったとおり、やはり場面場面では、かなり残酷な、悲  
惨なそういう場面もあったように見えますけれども、全体のストーリーとして子どもたち  
は読んでみると、主人公なり登場人物の生き方、あるいはたくましさに引かれていって読  
んでいく漫画だろうと思います。

私が思うには、そもそも学校図書館にある本について、子どもたちはどう感じてもいい  
し、手にとるのも自由ですし、読まなくてもいいし、本来、子どもたちのたくましい判断  
力とか成長に任せるべきだろうと感じました。それぞれの子どもが生きてきた中での体験  
とか経験とか、今まで頭の中に整理しているものが、いろいろなものの価値観に触れるこ  
とによって、いろいろな違いに気づいたり、価値に気づいて、新しい考え方、見方に変わ  
っていく、それこそ大事にしなければいけないことなのかなと思いました。

相模原は、ご承知のように、「人が財産」の理念のもとで、自ら学び、自ら考え、自ら  
判断して、たくましく柔軟にいろいろな物事を自分なりに判断して、新しいものをつくっ  
ていく、そんな考え方を推進している市ですので、校長先生方もそうした図書館の活用を  
考えながら、学習指導要領に沿った普段の日常の教育活動に何とか寄与するようにと配架  
をしているわけです。これからの時代を生きる子どもたちの考え方を耕すため、いろい  
ろな価値観に触れるという意味でも、自由に自主的に図書館を使っていける、そうした環  
境のもとで、校長先生たちは責任を持って配架をしているわけだと。そういう中で、やはり  
学校長の判断を尊重していくべきだろうというのが、私なりの考えでございます。

小林委員長 ありがとうございます。

最後になりましたけれども、私の意見も述べたいと思います。

先ほど大山委員がおっしゃられたとおり、やはり懐かしいですね、私にとっては。防  
空頭巾をかぶって、空襲警報が鳴ると。うちの兄はいつも学校に行きながら、「今日も鳴  
らないかな。そうすれば、学校を早く帰れるのに」と、そんなのんきなことを言っていた  
のを覚えています。それから、B - 2 9という言葉は耳から離れません。空襲警報が鳴り

ますと、夜になると、電球の上に黒い布をかぶせた記憶もあるのですが、それも全部書かれています。近くに神社があるのですが、そこで私は、「出兵兵士万歳」と言って、たすきをかけた兵士を小旗で送った覚えがあります。ああ、格好いいのだな、えらいのだなと、そのときは思っていましたけれども、そういう惨状の中で、彼らは出ていったわけなのです。

もう1つは、父親が勤めていまして、雨が降ると、駅まで私が傘を持っていくのですよ。そうすると、線路を逃げていくのですね、荷物を持った人が。そこを警官が追っかけていくのです。いわゆる闇市場で闇米の商人を捕まえて、荷物も取り上げ、そのまま警察へ連れて行ってしまうと。すごい世界を私は目の当たりにしてきたわけなのです。それが終わってから、MPが近所へ来まして、家の中にずかずかと入ってきまして、私は小さかったので姉におぶさって、姉もモンペをはいて、一緒に逃げたことも経験しております。

そんなのがこの本の中には、あちこちに事実として入っている部分が結構ありました。そんな中で、戦争とは一体何なのかということなのです。原爆の惨禍とは何をもたらしたのか。これはすごく深く考えさせられる内容でございました。例えば、戦争と家族、戦争と学校生活、戦争と地域社会、そしてまた戦争と人権、最後に戦争と自分、そんなことについて学ぶ上では、非常に新たな価値観を創造する役割をこの本は持っているのではないかなと、そんな感じがまず1点いたしました。

それから、2つ目ですが、ある年齢まで、私は太平洋戦争がもう最後の戦争だとずっと思っていました。ところが、地球上で絶えずと言っていいくらい、紛争は今、続いておりまして、戦争や核兵器の危機についての報道があります。平和についての学びを通して、やはりこの現代社会を考える際の大事な資料の1つになるのではないかなと、そんな感じがいたしました。

子どもたちに自分のことだけで精いっぱい大人になってほしくないと思っていますし、自分だけが、あるいは自分たちだけが、日本の国だけがよければよいのではないということ、学んでほしいと願うようになりました。そういう意味でも、この人間の本質にかかわる部分で、多様な価値観を大切に、改めて自分は、仲間はどう生きるかを問うための大切さが伝わってまいりました。図書館等において利用する意義は十分あるのではないかなと、そんな感じを全体を通していたしました。

以上が私の意見でございます。

5人の委員の「はだしのゲン」をじっくり読み込んだ意見や感想が出ました。それが

ら、先ほど私が報告いたしましたけれども、事務局が調べてくれた内容ですが、学校現場の状況や、それから、先ほど田中委員からの質問で、保護者からのご意見の状況も出ました。これから我々教育委員で意見交換をしていきたいと思っておりますので、何かあればお願いしたいと思います。

田中委員 やはり、「はだしのゲン」の中でも、やはり暴力的な表現があることは事実だと思います。ただ、決して、それは暴力をあおって、そういうふうに描いたわけではなく、そうしなければ生きられなかったひどい時代があって、それが作者が平和への思いを持って、真摯に表現した作品だということは、皆さん、この委員の中では共通の感想だったのではないかなと私は思います。

小林委員長 先ほど教育長の方で、学校長の判断のもとにという話がちょっと出ましたけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。それと、今、田中委員のご意見とあわせながら。

大山委員 各学校長の先生方においても、私ども教育委員会の委員と共通の認識のもとに、自由に閲覧させているということだと思いますし、今後も校長先生の判断の中で、自由に閲覧させるということで、よろしいのではないのでしょうか。

小林委員長 そもそもこの「はだしのゲン」を、私たちが全巻を本当にじっくりと読み込むという行為をしたのは、この本が話題ほど有害図書的な、よほど問題のある本なのかどうかということも判断するためでもあったと思います。そういうことであれば、やはり教育委員会としては何か言っていかなければいけないだろうと。校長先生の判断に任せるといわけにはいかないでしょうと思いますが、そういうものに値するかどうか、その辺はいかがでしょうか。

岡本教育長 何か特に配慮しなければいけない図書であるというよりも、やはり学校の校長の判断で、購入する、しないということも含めて、今の状況の中で、校長の判断を尊重すべきだと思いますけれども。

福田委員 やはり責任者としての校長の判断に任せるということと、もう1つは、やはりもっと、図書教育においていろいろなものが読まれていって、子ども同士が本を通して議論するぐらいのところまでいってほしいと思っています。図書を通しての言葉の学びというようなことをもう少し、むしろ活性化する方向で、各学校にはお願いしたいと思います。

田中委員 子どもたちが自主的に選んで読むというのがすごく大事ななと思います。その中で、やはり何か疑問に思ったり、いろいろな感情を子どもが持つ中で、私たち大人が、



子どもが不安になったりとか、そういうときには、きちんと話ができるような大人でありたいと思いました。私は、この作品を初めて親の立場で読んだのですけれども、親の気持ちというか、子どもに対する強い気持ちというのがすごく描かれていると思いました。

小林委員長 皆さんの共通の認識というのがあるような感じがいたします。この「はだしのゲン」の学校図書館における取り扱いについては、他の図書と同様に、これまでどおり、学校長の判断を尊重していくべきではないかということが基本的なスタンスのように考えますが、これについていかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 何かありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

実は、私も同じ意見でございます。皆さんのおっしゃった意見が、それから私がまとめたのが教育委員共通の意見ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、今までの議論を踏まえまして、請願第1号は不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議なしのことですので、請願第1号、漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願は不採択といたします。

「学校図書の自由」を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願

小林委員長 次に、日程14、請願第2号、「学校図書の自由」を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願を議題といたします。

この請願につきましても、先月の定例会にて継続審議としたものでございます。委員よりご意見があれば、お願いしたいと思います。

福田委員 既に先ほどの話ですと、自由に閲覧できているという状況だと、私は確認いたしましたけれども、そういうことであれば、特にこれを取り上げて採択ということではなく、現状そうであるということを確認すればよろしいのではないのでしょうか。

田中委員 やはりどうしても年齢的なものということも考えますと、学校長の判断を尊重するというので考えてもいいのではないかなと思います。何でもオーケーということではなく、やはり学校図書館ということで考えて、校長先生に判断していただくという、その判断を私たちは尊重していきたいということではないのでしょうか。

小林委員長 今、田中委員と福田委員より提案がございました。ちょっと確認いたしますけれども、あくまで原則、学校長の判断を尊重するという意味で、不採択とするというご提案でよろしいでしょうか。自由に閲覧させないということでの不採択ではないということと捉えてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 わかりました。

では、他の委員さん方は、今のご提案について、ご意見があったらいただきたいと思いますが。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ないようですので、全委員が同意されておりますので、本請願については不採択とすることでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、請願第2号、「学校図書の自由」を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願は不採択といたします。

公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願

小林委員長 次に、日程15、請願第3号、公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願を議題といたします。

この請願につきましても、先月の定例会にて継続審議としたものでございます。本請願については、公共図書館についての内容もございますので、各委員より事務局への確認事項がもしありましたら、お願いしたいと思います。

大山委員 図書館におきまして、閲覧の制限をする場合の考え方、それから閲覧制限に対する有識者の意見などが等々ございましたら、お教えいただきたいと思います。

横山図書館長 図書館が閲覧の制限を行う場合の考えについてでございますが、図書館は資料を収集し、提供することにより、住民の知る権利を保障するという重要な使命を担っていることから、閲覧・貸し出しの制限については、慎重にすべきであり、制限を加える場合には、それ相応の合理的な理由が必要と考えております。こうしたことから、図書の閲覧制限などの事案が生じた場合は、その都度、個別に検討し、判断することとしております。

また、有識者として、図書館情報学を専門とする大学教授に参考にご意見をお伺いしましたところ、公共図書館は「図書館の自由に関する宣言」に従って判断するべきである、とのご意見でございました。この宣言の中では、図書館は資料提供の自由を有する、国民の知る自由を保障するため、全ての図書館資料は原則として国民の自由な利用に供されるべきであるとあり、ある程度制限が許されるのは、人権またはプライバシーを侵害すると認められた場合であるとなっております。「はだしのゲン」はこれには当たらないので、当然、自由な利用に供せられなければならない、とのご意見でございました。

田中委員 先月の定例会でも出たと思うのですが、これまで閉架した、または閉架制限をした図書について、もう一度、教えていただけますでしょうか。

横山図書館長 これまで子どもに対して閉架や閲覧制限をした図書についてでございますが、以前、「完全自殺マニュアル」という図書がございまして、こちらの本は、神奈川県青少年保護育成条例に基づく有害図書に指定されましたのを受けまして、図書館で協議し、現在も18歳未満の者に閲覧を制限しております。

福田委員 公共図書館の方では、選書の過程が大分違って来るかと思うので、相模原市の図書の選書の過程をちょっと教えていただければ。

横山図書館長 図書館に配架する図書の収集についてでございますが、図書館法に規定する図書館資料の収集について必要な事項を定めました相模原市立図書館資料収集に関する要綱というのがございまして、こちらに基づき資料の収集を行っております。その基本方針といたしまして、幾つかございますが、主なものについて、述べさせていただきます。

資料の収集に当たっては、市民の読書傾向を考慮し、市民の教養、調査・研究、レクリエーション等に役立つものを選定する。次に、著者の思想、信条、宗教、政党的立場にとられることなく、それぞれの観点に立った資料を収集する。また、多様な意見のある問題を扱った資料につきましては、幅広く公平に収集する、等でございます。

小林委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ないようでしたら、今までの確認事項も踏まえて、各委員からご意見ございましたら、いただきたいと思いますが。

福田委員 今の資料収集の基本方針、それから有害図書等についての今までの事例等のご紹介もありましたが、そういうものも含めて、今回、閲覧制限というようなことに私は値しないと思います。

小林委員長 新たな意見、あるいは福田委員に対する意見がございましたら。

田中委員 請願には、「など特定図書」というふうになっております。「はだしのゲン」につきましては、先ほど皆さんで意見を出したところですが、「など特定図書」というところで、広く特定図書と考えますと、やはり全く閲覧制限がないというのはいかがかなと思っております。

福田委員 やはり個別な事例が挙がったときには、配架について慎重に審議するということは必要だと思います。今回の「はだしのゲン」に限っていえば、この閲覧制限等に当たるものではないと私は考えます。

大山委員 同感です。

小林委員長 結局、公立図書館に配架する図書というのは、市民の知る権利だとか、あるいは市立図書館の役割だとか、あるいは一般常識等を考慮して、図書館長がその都度判断すべきであるという意見と捉えてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 となると、教育委員会といたしましても、基本的には、学校長や図書館長の判断を原則的に尊重していくのだと、こういう意見というふうに捉えて、まとめてよろしいですか。

田中委員 私たちの方では、そういう制限をするしないということではない、ということですね。

福田委員 そういうふうに考えます。

小林委員長 わかりました。

それでは、請願第3号は不採択とすることでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、請願第3号、公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願は不採択といたします。

公共図書館・学校図書館に於いて「はだしのゲン」が今まで通り自由に閲覧できることを求める請願

小林委員長 次に、日程16、請願第4号、公共図書館・学校図書館に於いて「はだしのゲン」が今まで通り自由に閲覧できることを求める請願を議題といたします。

委員よりご意見があれば、お願いいたします。

福田委員 今回の請願第3号と同じといたしますか、もちろん表記は違いますけれども、趣旨としては、私は同等であると判断いたしました。

小林委員長 今までのここで出た判断と同じであると。

福田委員 請願3号の結論といたしますか、判断と同じ判断でいいのではと思います。

小林委員長 今、福田委員のご提案がありました。ほかの委員はいかがでしょうか。

大山委員 既に議論した請願と同様ということで、よろしいのではないのでしょうか。

小林委員長 ということは、学校長や図書館長の意見を尊重するというわけですね。

そのほかなければ、請願第4号は、そういう観点から不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、請願第4号、公共図書館・学校図書館に於いて「はだしのゲン」が今まで通り自由に閲覧できることを求める請願は不採択といたします。

子どもたちの情報・資料へのアクセス権や学びの自由などの確保に関する請願

小林委員長 次に、日程17、請願第5号、子どもたちの情報・資料へのアクセス権や学びの自由などの確保に関する請願を議題といたします。

この請願については、公共図書館とも学校図書館とも書かれておりませんので、その双方を想定して審議した方がよろしいかと思えます。

それでは、委員の方から何かご意見があれば、お願いしたいと思います。

福田委員 この請願5号についても、今まで学校図書館それから公共図書館について審議してきましたものに類すると判断いたしまして、やはり学校長それから図書館長の判断を尊重するという中で担保されるものだと思います。

大山委員 そのとおりだと思いますけれども。

小林委員長 教育的配慮という点では、いかがでしょうか。

田中委員 それぞれの学校長なり図書館長の判断にお任せするということで、私もそこは同感です。

岡本教育長 要は、校長の教育観の中で、学習指導要領に基づいた判断で、学校図書館の運営を、現状行っていると。一つの考え方に偏らず、多様な考え方の書物を校長が判断で置いていくとか、そういうところも含めて、校長の判断でしっかりと行っていると。そういう認識に立てば、やはり閲覧制限をかけたとしても、それは校長の教育的判断に基づく

ものであって、その判断に任せていくべきだというスタンスが多分、今まで我々が前の4つの請願を不採択にした考え方だと思うので。

小林委員長 そうすると、子どもたちの知る権利だとか学ぶ権利は確かに大事だけれども、学校や図書館などの教育機関においては、同時に、先ほど教育的判断ということが出ましたけれども、教育的配慮というか、判断も必要であるという意見がやっぱり基本的になりますかね。学校長や図書館長の判断を原則的にきちんと尊重していくのだと、それがベースにあってということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 いわゆる学校や図書館などの教育機関においては、やはり教育的配慮も必要であるということで、基本的なベースは、学校長と図書館長の判断を尊重していくのだと、そういう意見と捉えてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、請願第5号は不採択とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、請願第5号は不採択といたします。

#### 平成26年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようでございます。

報告事項1について、教職員課からお願いいたします。

奥村教職員課長 それでは、平成26年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について、概要が固まってまいりましたので、この機会にご報告をさせていただきます。

はじめに、本市の求める教師像でございます。本市の求める教師像につきましては、平成24年度の本市教員採用試験の単独実施以来、掲げているものでございまして、本年度、それから昨年度と共通のものを平成26年度実施試験においても掲げたものでございます。

1つ目が信頼される教師、2つ目が人間性豊かな教師、3点目が指導力向上に努める教師でございます。この求める教師像に基づきまして、様々な教員採用試験のPR、あるいは大学訪問等を行ってまいりました。さらに、試験の中身、試験制度につきましても、この求める教師像を基本にして、制度設計を行っております。本市の教員採用試験の特色といたしましては、面接を重視する、いわゆる人物重視の選考を行っている点、これも変更がございません。

2つ目の二重丸、平成26年度実施試験の主な変更点についてご説明をいたします。大きく2点ございます。

1つ目は、中学校の募集枠に中学校特別支援枠を新設した点でございます。

2つ目は、大学推薦者の受験区分、教科を拡大した点でございます。

検討の経緯を簡単にご説明いたします。

1つ目の中学校特別支援枠の新設でございますが、まず、理由の1つとしまして、ここ数年の支援教育への関心、ニーズの高まりに伴いまして、専門性を持った人材の確保が求められているということでございます。通常学級での発達障害を持つ児童・生徒の増加、あるいは特別支援学級に入級する児童・生徒、さらに学級数も増えてきておる現状でございます。

2つ目は、中学校の現状といたしまして、特別支援学級を担当する職員のうち、正規教員の占める割合が低いということが挙げられます。中学校は教科担当として採用している面もございまして、特別支援学級に正規教員をなかなか配置しにくいという現状を改善したいと思っていることでございます。

3点目は、将来的に、市内全域の中で支援教育についてのリーダーシップを発揮できる人材確保に努めたい。以上の理由から、平成26年度実施試験から新たに中学校特別支援枠を新設するものでございます。

2点目の大学推薦枠の拡大でございますが、これまで採用試験におきまして、大学推薦として、小学校と中学校の数学、理科、技術科において、大学推薦枠を設けてまいりました。平成26年実施試験におきましては、これを全教科に拡大するものでございまして、理由といたしましては、特に受験倍率の低い教科の受験者数を増やして、新卒の優秀な学生に受験してもらうことを狙いとしております。相模原市を取り巻く他県、他市でも、この傾向が強まっております。優秀な学生が他県、他市に流れてしまうことを防ぐといったことも狙いとしているものでございます。

3つ目の二重丸は、第1次試験日程が確定いたしました。平成26年7月13日の日曜日、会場は今年度と同様、相模原会場と、それから東北会場として仙台会場での実施を予定しております。第2次試験は8月4日から9日、相模原市内の学校を会場として予定しております。内容につきましては、今年度の内容を踏襲する予定でございます。

次の二重丸の実施要項の配付期間及び申し込みの受付期間は、来月、4月3日から5月30日までを予定しております。

受験区分、募集教科等は、ここに示しているとおりでございます。

以下、資料のとおりでございますが、志願者説明会の受け付けを既に開始しておりまして、5月1日に実施する杜のホールはしもと会場での申し込み、既に現時点で60名弱の申し込みがあるといったような状況でございます。

以上、ご説明申し上げました。

小林委員長 報告事項の説明が終わりました。質疑等がございましたら、どうぞ、お願いいたします。

大山委員 中学校特別支援枠を新設したということで、今まで中学校におきましては、教科担当教員ということで、なかなか支援についての体制というのは難しかったということで、これは評価いたしたいと思います。あと、小学校におきましては、特別支援の教員として、それに専任として当たる教員を養成するのか、一般教員から、いわゆるセミナー等で特別支援の研修を受けて、それで若手をどんどん登用する方針、その2つがあるように思えるのですが、その方向性をちょっとお伺いしたいのですが。

二宮教職員課主幹 小学校の教員の支援教育への興味・関心の状況なのですが、全体を見ますと、現在、今年2月時点で、特別支援学校の免許を既に取得している者が小学校では97名、中学校では21名という形で、小学校は現時点でも特別支援に関心の高い教員がかなり多くなってきております。それは、毎年、認定講習というものを開いて、特別支援学校の免許を取得できる、いわゆる専門性を高める研修等も行っておりますので、そこにかなり多くの教員が申し込みをして、専門的な知識を得ているという状況が1点ございます。

それと、もう1点、ここ3年間の採用試験での合格者を見ますと、小学校では3年間の中で、もう既に特別支援学校の免許を取得して合格した者が18名おります。逆に、中学校では3年間の中で1名しかいないという状況でございます。ですから、小学校の場合は、教科が縛られていませんので、特に大学の中で、特別支援教育を専攻というふうにもう学んできている受験生がかなりいらっしゃいます。ですから、わざわざ特別選考の枠をつくらなくても、小学校の場合は、かなり多くの方が支援教育に関心を持って、大学で学ばれてきている状況であると私たちは考えておりますので、あえてここで中学校同様の枠をつくらなくても、十分そういった資質のある教員を採用できていると考えているところです。

小林委員長 この中学校特別支援枠を受けるのに必要な免許状というのは、どういう免許状なのですか。



奥村教職員課長 免許につきましては、受験時に特別な免許を持つ必要はありません。中学校の普通免許状で特別支援学級を担当することができる、そういう規定になってございます。

福田委員 中学校の特別支援枠というところで、応募者に対して、この特別支援ということの力があるということを、どういう形で判断するのでしょうか

二宮教職員課主幹 実際に特別支援の枠で申し込んできた受験生に対しては、まず1次試験では、特別支援教育に関する専門の試験を実施いたします。そして、2次試験でも模擬授業を、いわゆる特別支援学級での授業を想定した模擬授業をやっていただくと。当然、面接試験の中でも、支援教育に関する質問を中に入れていきたいと考えております。

大山委員 質問の視点をちょっと変えますけれども、今度、中学校の特別支援枠の方が入られましたら、現状ある中学校の支援の教育の中で、小学校と同じような担任制みたいなことになるのでしょうか。より担任制を深めるという理解でよろしいのでしょうか。

二宮教職員課主幹 現在も、中学校においても担任が行っておりますので、それについては、大きく変わることはないと考えております。

大山委員 より専門性が高まるから、メリットがあるということですね。

小林委員長 この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、教育委員会の主なイベント等について、各部長から説明をお願いいたします。

大貫教育環境部長 教育環境部は1件ございまして、3月28日でございますが、上溝学校給食センターが完成しましたので、そのオープンセレモニーを午前11時半から午後1時まで開催したいと考えております。その中で、式典、施設見学、試食等もお願いしたいと思っております。ぜひご出席くださるよう、よろしく申し上げます。

小泉学校教育部長 今、教職員課長からもございましたが、採用試験の関係です。4月3日から実施要項の配付をいたします。4月12日、13日と、志願者説明会を仙台会場と盛岡会場で開催ということで、担当者が東北に行ってまいります。

小野澤生涯学習部長 それでは、生涯学習部の方のイベント関係でございます。3月7日に、女子サッカーのノジマステラ神奈川相模原のホームタウンチームの認定を行います。認定交付式を、市長の方から行う予定でございます。

3月9日ですが、いよいよSC相模原がJ3の方でいよいよ開幕戦を、9日にギオンス

タジアムで行います。

それから、3月18日でございますが、高齢者学級研究集会ということで、各公民館で行っている高齢者学級の成果、また課題等について、情報交換会を行います。

また、3月30日ですが、いよいよ麻溝公園競技場・第2競技場が、メインスタジアムの隣に4月1日からオープンするに当たりまして、オープニング記念式典を行う予定でございます。以上でございます。

小林委員長 何かご質問がございましたら。

(「なし」の声あり)

小林委員長 それでは、最後に次回の会議予定日の件でございますが、3月につきましては、臨時会が2回予定されております。3月臨時会について、3月14日の金曜日、午後6時から、3月28日の金曜日、午後2時30分から、いずれも教育委員会室にて開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、3月臨時会は、3月14日の金曜日、午後6時から、3月28日の金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

また、4月定例会につきましては、4月24日の木曜日、午後2時30分から、教育委員会室にて開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、4月定例会は、4月24日の木曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

では、これより先は非公開の審議といたしますので、傍聴人の方と、関係する職員以外の方は退室してください。

相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

相模原市奨学金奨学生の決定について  
(公開しない会議 原案どおり可決)

閉 会

午後 5 時 1 5 分 閉会

